2022年度
第1回業務委員会
資料№3-1

第47回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会　審議概要

1．日 時 2022年3月12日（火） 17:30～20:30

2．場 所　オンライン会議

3．出席者＜委員＞

山内座長、秋元委員、岩船委員、牛窪委員、大石委員、大橋委員、澤田委員、松橋委員、松村委員、村木委員、村松委員、四元委員、石井専門委員、武田専門委員

＜オブザーバー＞

佐藤　悦緒　　電力・ガス取引監視等委員会　事務局長
佐々木 敏春　電気事業連合会　副会長
谷口　直行　　株式会社エネット　代表取締役社長
大山　　力　　電力広域的運営推進機関　理事長
早川　光毅　　一般社団法人日本ガス協会　専務理事
平岩　芳朗　　送配電網協議会　理事・事務局長

＜経済産業省＞

野田ガス市場整備室長、 他

4．議事次第（ガスに関するもの）

今後の小売政策について

5．議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題　＜燃料価格の情勢を踏まえた対応＞

- 原燃料価格の高騰は、電気・ガス料金を通じて、国民生活と電気・ガス事業経営の双方に大きな影響を及ぼす。他方、現在の規制料金はあくまで経過措置であり、料金は自由化が進展していく見込み。このため、足下の事象も踏まえ、**電気・ガスの規制・自由料金の在り方について、改めて考え方を整理していくことが重要**と考えられる。（前回より）
- 都市ガスについては、経過措置の解除が進み、規制料金を有するのは4社のみとなり、**自由料金においては、新規小売を含む多くの事業者が原料費調整の上限を設定していない。**大手３社では、東邦ガスの規制料金、及び東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの主たる自由料金において、調整上限を設定。今後、調整上限に達する可能性がある。
- 新規小売事業者の料金メニューは、（調整上限の設定を除き）旧一般ガス事業者の料金メニューと同様の原料費調整を設定することが一般的だが、ガスと電気では調達の状況が異なっており、ガスでは、基本的には原料であるLNGの価格上昇分を原料費調整により小売料金に反映できていることから、電気で起きているような新規小売に関する問題は見られない。

- 基準平均原料価格は、料金算定時の原料費の算定期間における貿易統計価格に基づいて設定しており、料金策定時期によって旧一般ガス事業者各社で異なる。ただし、新規小売にあっては、営業上の理由から、競争する旧一般ガス事業者の基準平均原料価格を用いることが一般的である。
- 平均原料価格は、最新の貿易統計の3ヶ月平均輸入価格であり、原料費調整の上限とは、原料費調整単価の計算上、平均原料価格を基準平均原料価格の1.6倍までとすることで、原料費調整単価に上限を置く仕組みとなっている。原燃料費調整制度は、これまで有効に機能してきたと考えられる面がある一方、全面自 由化とともに様々な課題も出現している。
- 今後のガス料金の在り方に係る検討課題として、**家庭等の自由料金**では、必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた**「望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性」**についてどのように考えるか。
- **家庭等の規制料金**では、規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、**「自由料金における料金の望ましい在り方との整合性」**について どのように考えるか。（現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、 原則として認可が必要となる。）

委員から

- 原燃料費調整に上限がある場合、原燃料費高騰の影響からは需要家保護となって有効に機能してきたと考えられる。しかし、上限に達した場合、事業者にその分を負担させることとなると、事業者規模による体力勝負となってしまうため、いかがなものかと考える。ここのバランスを考える必要がある。また、自由化されたガス料金において、何らかのガイドラインで縛ることをしてはならないと考える。
- 料金については、洗い替えで基準原料価格を上げる自由度が有るが、ガイドラインで一定の縛りを設けるのは合理的で一定の歯止めにはなる。しかし、作り方によっては歪みがでて自由度が無くなる。

- 次回日程、議題については、改めて連絡をする。

以上

経済産業省

2022年度
第1回業務委員会
資料№3-2

今後の小売政策について
（燃料価格の情勢を踏まえた対応）

２０２２年　４月１２日

資源エネルギー庁

本日のご議論について

- 前回の本委員会において、原燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方について、今後の検討の視点の例をお示しさせていただいたところ。
- 今回、今後の議論を進める上で前提となる、現行の原燃料費調整制度をめぐる状況や評価について、ご議論いただきたい。

（参考）燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

電力・ガス基本政策小委員会
（2022年3月26日）資料３－４

- 前回の御議論のとおり、原燃料価格の高騰は、電気・ガス料金を通じて、国民生活と電気・ガス事業経営の双方に大きな影響を及ぼす。
- 他方、現在の規制料金はあくまで経過措置であり、料金は自由化が進展していく見込み。
- このため、足下の事象も踏まえ、**電気・ガスの規制・自由料金の在り方について、改めて考え方を整理していくことが重要**と考えられるのではないか。

＜電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（次頁に続く）＞

家庭等の規制料金

- 電気は全エリアにおいて経過措置規制料金が存続。ガスは経過措置の解除が進み規制料金を有するのは4者。
- 現下の原燃料費の高騰により、複数の大手電力会社の電気の規制料金は、既に調整上限へ到達。ガスについても１者が到達。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の上昇による料金の上昇から需要家を保護する機能を果たしている一方、自由料金の新規参入者との**競争に影響を与えるおそれ**※や、**価格を通じた需要家の省エネ誘因を阻害するおそれ**がある。また、上限に到達した事業者にとっても、上昇を続ける**原燃料費を転嫁しない料金でのサービス継続は持続的とは考え難い**。
 ※上限有りメニューにより原価を下回る料金設定となる場合や、新規参入者において実態の電源調達構造が異なる燃料費調整となっている場合などがあり得る。
- 上限に到達した事業者は、必要があれば、料金改定申請を行い、基準原燃料価格を見直すことにより、原燃料費調整の上限を変更することを妨げられず、これに伴う審査プロセスを通じて、**電気・ガス事業者の料金構造が透明化**されることとなる。
- 他方、上限に到達していた状態において、料金改定が行われる場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金の急激な上昇**を招くおそれもある。
- これらの点も踏まえ、経過措置対象事業者の**家庭等の規制料金の原燃料費調整制度のあり方**（上限の設定の在り方を含む。）について、どのように考えるか。

（参考）燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

電力・ガス基本政策小委員会
（2022年3月26日）資料３－４

＜電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（前頁からの続き）＞

家庭等の自由料金

- **需要家保護の重要性は自由化前後で不変**であると考えられる一方、小売自由化・料金自由化は、専ら事業者間の競争や需要家の選択肢の多様化により、需要家保護を実現する考え方に立っていると考えられる。
- 電気やガスの新規参入者の多くは、原燃料費調整の上限を設定していない一方、ガスにおいては、旧一ガス事業者の約2割において引き続き原料費調整の上限を設定。なお、現下の原料価格高騰により、既にいくつかの事業者では上限に到達している状況。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の高騰局面においては、**事業者にとって経営上のリスク**となる。このため、小売自由化・料金自由化後は、原燃料費調整の上限を設定しない事業者も多く、特にガスの需要家にあっては、**地域によっては自らのリスク選好に応じて上限のある料金プランを選択することができない状況**。（電気は、全てのエリアで規制料金があり、上限のある料金を選択可能。）
- 上限に到達した事業者が上限を見直すか否かは自らの経営判断であるが、供給約款の変更は民法の定型約款変更のルールに則ったものである必要がある。なお、規制料金の場合と同様、上限に到達していた状態から上限が引き上げられた場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金が急激に上昇することとなる**。
- 以上の点を踏まえ、**家庭等の自由料金（※）について、どのように考えるか**。

（※）現在、電気・ガスの小売営業の指針や適正な取引についての指針においては、小売事業者に対し、低圧需要家向け（電気）・一般需要家向け（ガス）の定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表すること等を「望ましい行為」として位置付け。

産業等の自由・規制料金

- 現在、**産業等の料金は原則自由**となっている。ただし、沖縄電力の高圧分野には、調整上限設定のある規制料金が存続。また、一部の事業者は、自主的に上限設定のある自由料金メニューを提供している。
- 電気・ガスは事業活動を支える基盤であり、急激な変化が事業活動へ及ぶ影響は大きい一方、特に産業用の需要家は、こうしたリスクも踏まえ、**省エネや脱炭素化に取り組むことが期待**される。また、特に需要量の大きな産業向けにおいて、上限設定に伴い、原燃料費を下回る料金でサービスを継続することが持続的であるとは考え難い。こうした中で、**産業等の自由・規制料金について、どのように考えるか**。

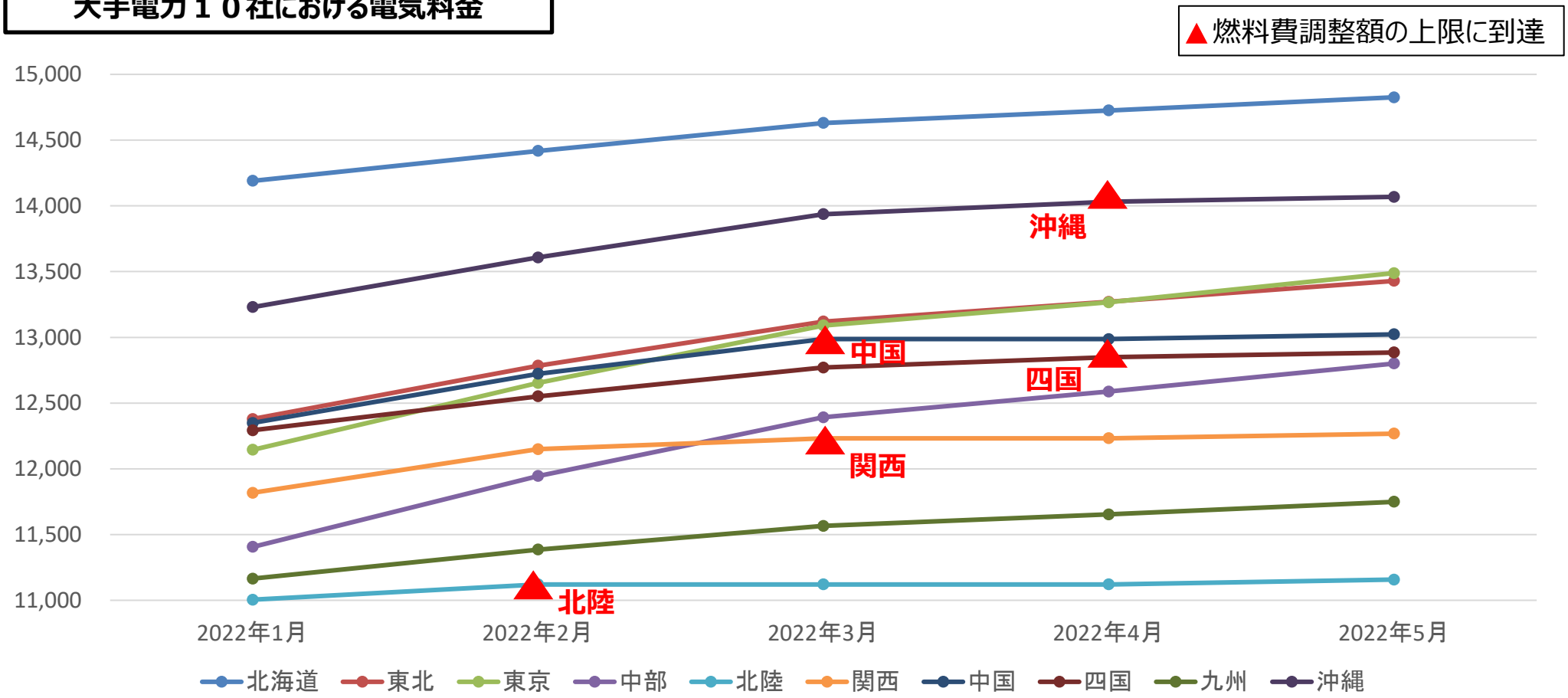
最終保障供給の料金

- 需要家がどの小売事業者とも契約に至らなかった場合の**最終保障供給**は、あくまで一般送配電事業者や一般ガス導管事業者が一時的に供給を担うセーフティネットであることから、その料金については、**標準的な料金よりも高い水準で設計されている**。
- 一方で、**昨今の燃料価格高騰を反映した自由料金の水準が、最終保障供給に係る料金を上回ることもあり得**、制度の前提と乖離しているおそれ。**こうした最終保障供給の料金についてどのように考えるか**（監視委員会において議論中）。

燃料価格の上昇に伴う料金への影響（電力）

- 大手電力５社において、規制料金における燃料費調整制度の**調整上限に到達**。
- 原価上の**燃料価格を下回る電気料金**が適用されている。

大手電力１０社における電気料金



※一般家庭（400kWh/月）を想定。
※燃料費調整制度の上限に達している北陸、関西、中国、四国、沖縄も、再エネ賦課金単価の見直し（3.36円/kWh→3.45円/kWh）により、５月は若干の値上がり。

（参考）現行の仕組みの経緯（電気）

- 電気料金における「燃料費調整制度」は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、**為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的**として**1995年度に導入**された。
- その後、**2009年度に**、当時の燃料価格の大幅かつ急激な変動の状況を踏まえつつ、調整ルールのあり方等につき、需要家保護の観点及び燃料価格の変動実績の観点から検証がなされた結果、**調整上限（1.5倍）については見直しを行わない**こととされた。
- また、**2019年の経過措置料金に関する議論**において、新電力によって参照されている規制料金の燃料費調整項が、**需要家の電気料金の比較容易性に実態として寄与**しているため、**撤廃する際には需要家にとっての比較容易性の確保・向上が必要**との指摘がなされている。

（電気料金の経過措置に関する報告書（2019年4月26日）より抜粋）

需要家が電気料金の比較を行う上では、基準指標となる大手電力会社の燃料費調整項が新電力でも採用されていることで、納得性の高い比較が可能となるため、燃料費調整制度は必要であるという意見がある。実際に新電力も、全ての大手電力会社が燃料費調整を行っている現状においては、参照すべき価格指標が限定されるため、料金比較を需要家に効果的に訴求するべく、大手電力会社の燃料費調整項を用いることが一般化している実態がある。

上記を踏まえると、料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性（あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体）であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられる。このため、**経過措置が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましい。**今後、燃料費調整の適用有無については、経過措置撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくことが適当と考えられる。

燃料価格の上昇に伴う競争への影響（電力）

- **大手電力と競争関係にある新電力**においては、需要家に対する自社メニューのメリットを訴求するため、同一エリアの**大手電力の燃料費調整制度やその調整上限と横並びを取った料金体系**とする場合がある。
- この場合には、新電力の料金メニューにおいても、**実際の調達コストとは異なる電気料金メニュー**が提供されることとなる。

新電力における燃料費調整

- 販売電力量上位※１の新電力10社のうち、全ての社において、同一エリア内のみなし小売電気事業者の燃料費調整単価を採用。
- そのうち、４社については、みなし小売電気事業者と同様の調整上限を設定。

※１　新電力各社については、販売電力量実績の上位から抽出（2022年3月30日、資源エネルギー庁公表資料より）

新電力を巡る事業環境

- 昨年来、破産、会社更生又は民事再生にいたった小売電気事業者は16社存在。この他に、休廃止にいたった小売電気事業者が15社※２。
- また、現下の市場環境を踏まえ、新規受付を停止している社も存在※３　。

※２　電気事業法に基づく届出や報道等より
※３　報道等より

原料価格の上昇が事業者の競争や経営に与える影響（ガス）

- ガスについては、経過措置の解除が進み、規制料金を有するのは4社のみ。
- **自由料金においては、新規小売を含む多くの事業者が原料費調整の上限を設定していない**が、**大手３社では、**東邦ガスの規制料金、及び東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの主たる自由料金において、**調整上限を設定。今後、調整上限に達する可能性**あり。
- **新規小売の料金メニュー**は、（調整上限の設定を除き）**旧一般ガス事業者の料金メニューと同様の原料費調整を設定**することが一般的だが、**ガスと電気では調達の状況が異なっており、**ガスでは、基本的には**原料であるLNGの価格上昇分を原料費調整により小売料金に反映**できていることから、**電気で起きているような新規小売に関する問題は見られない。**

（参考）規制料金の状況

電　気

【低圧】	件数（件）	販売量（MWh）
全国計	88,093,724	26,335,686
規制料金	48,145,625（54.7%）	8,974,929（34.1%）

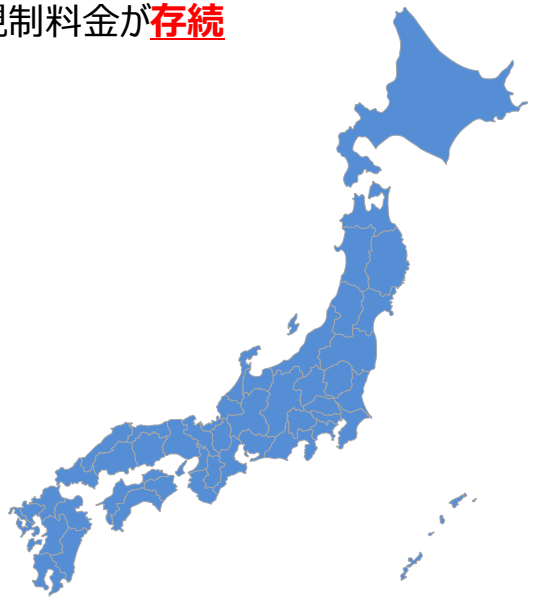
出典：電力取引報（令和３年12月分）

ガ　ス

【家庭用】	契約件数（件）	販売量（千㎥）
全国計	26,481,900	922,802
規制料金	908,311（3.4%）	22,077（2.4%）

出典：ガス取引報（令和３年12月分）
※販売量は標準熱量45MJ換算

全エリアで規制料金が**存続**



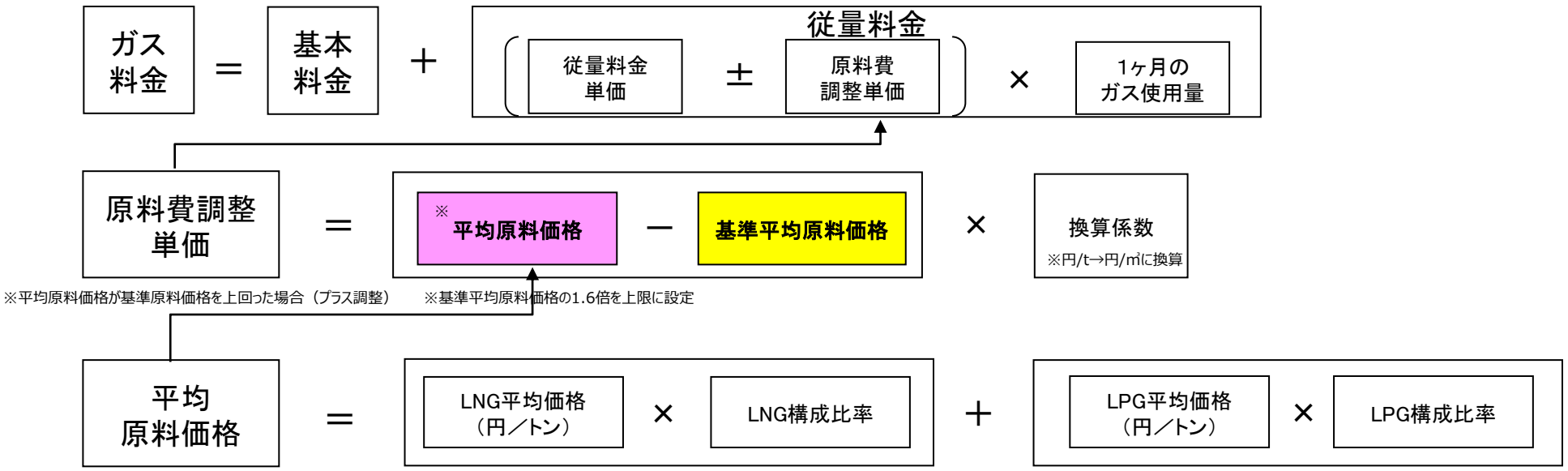
規制料金が残るのは**4事業者の供給エリアのみ**



（参考）原料費調整制度の上限と基準平均原料価格の果たす役割

- 基準平均原料価格は、料金算定時の原料費の算定期間における貿易統計価格に基づいて設定しており、料金策定時期によって旧一般ガス事業者各社で異なる。ただし新規小売にあっては、営業上の理由から、競争する旧一般ガス事業者の基準平均原料価格を用いることが一般的。
- 平均原料価格は、最新の貿易統計の3ヶ月平均輸入価格。
- 原料費調整の上限とは、原料費調整単価の計算上、平均原料価格を基準平均原料価格の1.6倍までとすることで、原料費調整単価に上限を置く仕組み。

（参考）原料費調整制度の仕組み ※消費税を除く



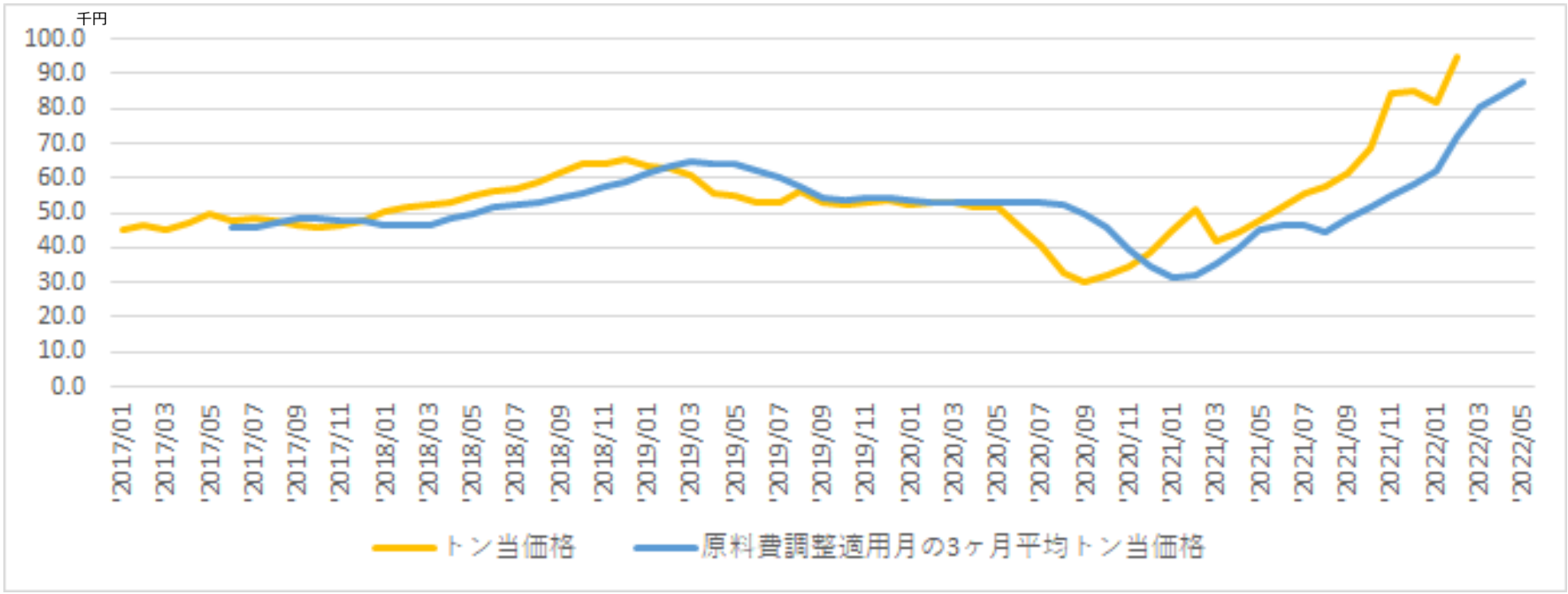
（参考）ガスにおける原料費調整

		基準平均原料価格（円）	上限額（円）	LNG構成比率（%）	LPG構成比率（%）
東京ガスエリア	東京ガス ※一般料金	57,250	91,600（1.6倍）	94.79	5.46
	東京電力エナジーパートナー ※とくとくガスプラン	57,250	なし	94.79	5.46
	CDエナジーダイレクト ※ベーシックガス	57,250	なし	94.79	5.46
大阪ガスエリア	大阪ガス ※一般料金	64,090	102,540（1.6倍）	94.76	5.69
	関西電力 ※なっトクプラン	64,090	なし	94.76	5.69
	ガスパル ※大阪ガスエリアプラン	64,090	なし	94.76	5.69
東邦ガスエリア	東邦ガス（規制料金）	83,350	133,360（1.6倍）	95.76	4.66
	中部電力ミライズ	83,350	なし	95.76	4.66
	ガスパル ※東邦ガスエリアプラン	83,350	なし	94.76	5.69
	サイサン ※都市ガスハッピープラン　（東邦ガス地区）	83,350	なし	95.76	4.66

出典：各社ホームページの公表情報より資源エネルギー庁作成

（参考）LNG輸入価格とLNGの平均原料価格の推移

- 小売自由化からコロナ前までの間、LNG輸入価格の変動は、概ね4万5千円から6万5千円の範囲収まっていたが、コロナ影響が顕在化した2020年から現在までの価格は、約3万円から約9万5千円まで上昇。
- 平均原料価格は、貿易統計の輸入価格の3ヶ月平均であり、またガス料金への適用には2ヶ月のタイムラグがあって毎月調整するため、LNG輸入価格上昇の局面にあって、原料費調整が、ガス料金の激変緩和に一定の役割を果たしている。



（参考）現行の仕組みの経緯（ガス）

- ガス料金の「原料費調整制度」については、為替レートや原油価格といった外的要因により変動する原料費を外部化することにより、**経済情勢の変化を迅速に反映した料金を実現しうる制度**として、**1996年に導入**。検討時、原料価格の一定以上の大幅な変動については、特に上昇局面における急激な料金上昇は回避すべきとの観点から、調整・反映を限定するべく、適切な上限を設けることが適当とされた。
- 規制料金下において、「事業者の**経営効率化の達成状況の明確化に寄与**してきたこと、一般ガス事業者の経営安定化（適切な原料コスト回収）を通じて**供給面・保安面の継続的・安定的な投資に寄与**」し、また上限値（160%）についても**「原料価格上昇局面における急激な料金上昇の回避に一定程度寄与している」と評価**。（制度改革評価小委員会報告書・2008年4月）
- 2009年1月、都市熱エネルギー部会料金制度小委員会において見直しを検討し、「3ヶ月平均／毎月調整／タイムラグ2ヶ月」の料金反映の仕組みへの移行、**調整上限（160%）の維持等の結論をとりまとめ**。
- 2017年4月施行の小売全面自由化により、小売料金規制を原則撤廃。小売事業者は自由な料金設定が可能となり、需要家のニーズに応えた様々な料金メニューの提供が期待されている。

（参考）調整上限に関する過去の検討（ガス）

都市熱エネルギー部会料金制度小委委員会中間とりまとめ（抜粋）2009年1月

４．今後の行政関与の在り方

○　まず、調整上限突破が確実に見込まれる状況※下での届出料金改定は、調整上限の設定趣旨との関係が問われることから、原料費以外の費用の低下や原価構造の変化等、届出料金改定を実施する理由について、需要家の納得を得られるよう、事業者が徹底した説明責任を果たすことが必要である。なお、届出料金改定を行い再設定される基準平均原料価格が、改定前料金の基準平均原料価格を上回ったとしても、改定後の料金水準は改定後の原料価格によって決まるものであることから、問題視・特別視すべきことではない。

※ 具体例としては、原料価格上昇局面において、届出時点で判明している貿易統計実績から算定される直近の平均原料価格が改定前の調整上限を超過している場合が考えられる。

あるべき競争の姿と現実の課題

- 一般的な財において、理論的に考えれば、財の価格が高くなる（供給曲線が上方に推移する）と、市場競争を通じ、
 - 需要においては、限界効用の低い需要が減少し、
 - 供給においては、限界費用の高い供給が減少する、

 ことを通じて需給が均衡するとともに、社会厚生の最大化が図られる。

- しかしながら、現実の電力・ガスにおいては、以下の課題・論点が存在。
 - **家庭等の需要側**においては、電力・ガスは必需品であることから需要の価格弾力性が低いため、特に需給ひっ迫や原燃料価格の高騰時などに、**高い価格が形成**される可能性がある。
 - **供給側**においては、電力・ガスの規制料金及び一部の自由料金において上限が設定されていることに加え、電力の規制料金において、料金原価算定時の電源構成に基づく燃料費調整が行われ、また、新電力においても、これが実態としてデファクトとなっている結果、**料金が実際の限界費用を反映できていない状況**が存在。
 - 加えて、**電気における産業用**においては、複数の小売電気事業者から供給を受けられず、又は最終保障料金より高い価格を提示される結果、**最終保障供給を選択せざるを得ない需要家**も出現（沖縄電力においては、高圧分野において、規制料金が存続。）。

- このような実態を踏まえれば、現在の料金の仕組みには、**理論的な社会厚生の最大化を図るメカニズムが、適切に機能しにくいという課題**があると考えられる。

（参考）最終保障供給料金に係る課題について

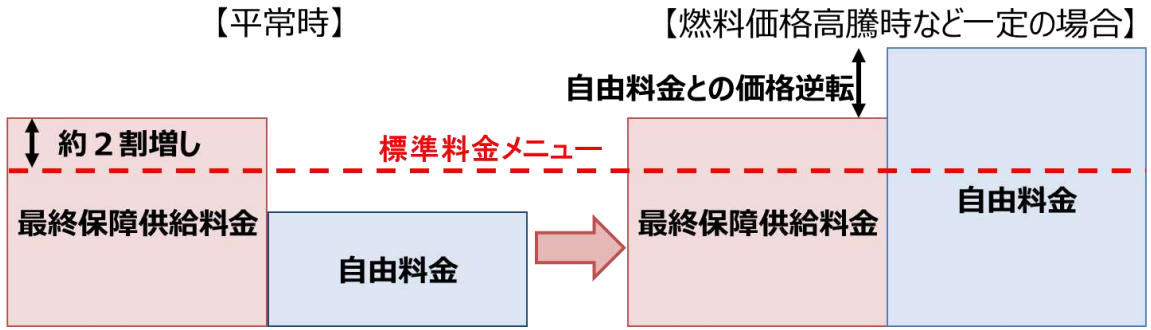
制度設計専門会合
（2022年3月24日）資料3－2一部修正

- 前記のとおり、現行の最終保障供給約款においては、みなし小売電気事業者が設定している標準的な料金メニューの約２割増しの料金（臨時的な料金メニュー相当）が設定されており、平常時においては、自由料金は標準料金メニューを相当下回るものが大勢であるため、**最終保障供給料金が自由料金よりも相当割高**となり、長期間契約する需要家は想定されていなかった。

- しかし、燃料価格高騰下においては、市場価格が高騰し、電源調達コストを料金に反映しようとする結果、一部の自由料金について、標準料金メニューのみならず、その約２割増しの料金である最終保障供給料金よりも割高となり、**需要家が自由料金よりも価格の低い最終保障供給料金を選択するという事象**が起こりかねず、実際に最終保障供給への申込みも増加しているところ、現状の市場価格を踏まえると本年４月以降に更なる申込み増加が起こることも予想される。

- このような状況下においては、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、**需要家の長期間契約という制度趣旨にそぐわない行動を誘発し、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれ**があり、喫緊に対応が必要ではないか。実際に、**一部の新電力側からも自由競争が阻害されているといった懸念の声**が寄せられているところ。

最終保障供給料金と自由料金との関係



（参考）最終保障供給に需要家が移行する事例（報道より）

○日経エネルギーNext（2022/3/9）

ウクライナ侵攻で企業向け電気料金が青天井の危機
この1年で企業向けは既に1.5倍に、契約を断る電力会社も続出

（前略）

「まさか地元の大手電力会社に値引きゼロの標準料金ですら契約を断られるなんて」。ある大手小売業A社の調達担当者は絶句する。

A社は今年４月に電力契約の更新時期を迎える。そこで2月に、契約中の新電力に契約更新を打診した。ところが新電力の回答は、「電力の仕入れ価格が高騰していてこれまでの料金では提供できない。申し訳ないが契約更新は辞退する」というものだった。

驚いた担当者は、あわてて複数の新電力に見積もりを打診するも、見積もり提案すらしてもらえない。困り果てて地元の大手電力に問い合わせたところ、値引きはおろか、Webサイトなどに金額を掲載している「標準料金」ですら契約できないと断られたのだ。

標準料金はメーカー小売希望価格のようなもので、2000年の電力部分自由化以降、事実上の上限価格となっていた。大手電力や新電力各社はこれまで標準料金に対して値引きを提案してきた経緯がある。

この時、大手電力の営業担当者は、「契約する電力会社が見つからないときは、一般送配電事業者が用意している最終保障供給に申し込んでください」と説明したという。

「最終保障供給」とは、契約先の電力会社が倒産した時などに備える制度で、いわゆるセーフティーネットだ。次の電力会社が見つかるまでの期間、一般送配電事業者から標準料金の1.2倍の金額で電力供給を受けることができる。

この状況にA社の調達担当者は困惑を隠さない。「大手電力に契約できないからセーフティーネットを利用しろと言われたことに驚愕（きょうがく）した。値上げになるだけでも稟議（りんぎ）に上げたくないのに最終保障供給を使うなんて、目も当てられない」。

そもそも最終保障供給は、特別な状況が起きたときの暫定的なセーフティーネットだ。多くの需要家（電力の利用者）が一定期間、サービスのように使う仕組みではない。

（後略）

出典：https://project.nikkeibp.co.jp/energy/atcl/19/feature/00001/00074/

（参考）沖縄電力における規制料金について

- 「電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月8日取りまとめ）」において、「沖縄地域についても**原則として他の地域と同様の制度改革を進めることを基本**とし、その上で、**沖縄地域の特殊性にかんがみ一定の例外措置を設けるという考え方が適当**である」とされた。
- これを踏まえ、沖縄電力においては、**2,000kW未満（高圧以下）の需要家については、規制が残る**こととなった。

第４回制度設計ワーキンググループ
（平成25年12月9日）資料5－5

電力システム改革各分野における沖縄地域の取り扱いについて①

○現在各分野において検討が進められている制度設計案やその方向性については、原則として沖縄地域においても本土と同様の整理としつつも、一部についてはその特殊性を踏まえ、適用の是非を慎重に検討することが重要。

1. 小売全面自由化・託送制度関連

項目	沖縄地域における取り扱い（案）
小売全面自由化 （電気の小売業への参入の全面自由化）	本土と同様の制度とする。 ※「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。
最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス	本土と同様の制度とする。
託送制度の見直し （低圧託送制度の創設、託送供給約款の事前認可制、自己託送の制度化）	本土と同様の制度とする。
同時同量制度の見直し （計画値同時同量を導入する）	本土と同様の制度とする。
経過措置約款の適用範囲	現在、沖縄地域において規制部門とされている2000kW未満の需要家を対象とする。

2. 卸市場活性化関連

項目	沖縄地域における取り扱い（案）
卸規制の見直し	本土と同様の制度とする。
卸市場活性化に向けた取組	これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。

自由化の下における現行の仕組みの評価と課題について

- 原燃料費調整制度は、これまで有効に機能してきたと考えられる面がある一方、全面自由化とともに様々な課題も出現。

	有効に機能していると考えられる点	課題と考えられる点
電気・ガス共通	✓ 三ヶ月平均を取ることで、急激な高騰影響が緩和されるとともに、適用料金が事前に提示され、需要家を保護。 ✓ 原燃料費調整に調整上限がある場合、原燃料費高騰の影響から需要家を保護。 ✓ 原燃料価格の変動影響を外部化し、その変動に応じて料金を定期的に調整することで、消費者と事業者間でリスクを分担。 ✓ 貿易統計の平均輸入価格を用いて計算するため、小売事業者にとって原燃料の安価調達の誘因。 ✓ 原燃料費調整制度が、新規参入者が自由料金を設定する際にデファクトとして参照され、需要家の料金比較容易性に寄与。	✓ 料金と事業者の限界費用とが一致しない場合がある（※）。 （※）一致しない場合の例 • 原燃料価格が調整上限に達した時（電気・ガス） • 料金算定時と異なる電源構成となった時（大手電力） • デファクトとして大手電力の燃調を参照した時（新電力） • スポットで平均原料価格を上回る価格で原料を調達した時（ガス） 等 ✓ 各社の基準平均原燃料価格は、各社の料金作成時の原燃料価格等を反映したもので、これに一定の乗率を乗じたものが調整上限となっている。 ✓ 自由料金においては、原燃料費調整や、その調整上限に達した場合の考え方が整理されていない。 ✓ 自由料金において、調整上限の意義について需要家に十分に伝わっていないおそれがある。
電気		✓ 燃料費調整制度が、新電力が自由料金を設定する際にデファクトとして参照される結果、競争環境が歪められているおそれ。
ガス		✓ 自由料金の下、調整上限のある料金メニューを提供していないガス小売も多く、地域によっては、需要家が調整上限のある料金メニューを選択できない。

今後の電気・ガス料金の在り方に係る検討課題例

- 自由化が進む中、あるべき競争の姿と現実の課題の両方を見据え、今後の電気・ガス料金は如何にあるべきか。

- **家庭等の自由料金**：
 - 必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた**望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性**についてどのように考えるか。

- **家庭等の規制料金**：
 - 規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、**自由料金における料金の望ましい在り方との整合性**についてどのように考えるか。
 ※ただし、現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる点に留意が必要。

- **産業等の自由・規制料金**：
 - 産業等においても、料金の急変に苦しむ需要家も存在することが考えられるが、原燃料価格高騰リスクも踏まえ、省エネや需要構造の転換に積極的に取り組むことも期待される。標準料金の柔軟な改定などについて、家庭等との比較において**より自由な形での競争に委ねていくこと**についてどう考えるか。
 - また、**沖縄電力において存続する高圧向けの規制料金**についてどう考えるか。
 - 加えて、セーフティネットとしての最終保障供給料金が、適正競争や社会厚生の最大化を図るメカニズムを歪めることのないような**最終保障供給料金のあり方**について検討が必要。　※電取委において検討中

- その他、エネルギー政策の観点から、検討が必要な論点としてどのようなものがあるか。

（参考）他分野での料金・運賃の仕組みの例

- 貨物運送業、内航海運事業、航空業においては、以下のとおり、**燃料価格の取扱いに係るガイドライン**や**認可の仕組み**が存在。

	目的	概要	備考
貨物運送業（BtoB）	荷主に対する運賃交渉力が弱い**運送業者の保護**（中小企業の成長力の底上げ）。	➢ **「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」**において、燃料サーチャージの算出方法等が記載。燃料サーチャージ額は、自社車両の燃費等をもとに算定するため、**各社で燃料サーチャージ額は異なる**。 ➢ **届出**（貨物自動車運送事業報告規則第２条の２）したサーチャージ表に従い、燃料サーチャージ額を適用するが、実際に適用できる燃料サーチャージ額は、**荷主との交渉が必要（BtoB）**。 ➢ **燃料サーチャージ制を導入しない事業者**は、貨物自動車運送事業法２６条により、著しく安い料金により**他の事業者の排除を目的**とする等の行為に該当するおそれがあるものとして、**事業改善命令の対象になりうるとされている**。	荷主が運賃改定を求められたにもかかわらず不当に据え置くことは、**独占禁止法、下請法に違反するおそれ**があるとして、要請・勧告・公表の対象になりうる。
内航海運事業（BtoB、BtoC）	荷主に対する運賃交渉力が弱い**内航海運事業者の保護**（中小企業の成長力の底上げ）。 硫黄酸化物（SOx）規制による、**環境コストの社会全体での負担**	➢ **「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」**において、燃料サーチャージの算出方法等が記載されている。燃料サーチャージ額は、年間燃料消費量等をもとに算定するため、**各社で燃料サーチャージ額は異なる**。 ➢ **届出**（海上運送法第８条第１項）したサーチャージ表に従い、燃料サーチャージ額を適用するが、適用するかどうかは**事業者の判断**。 ➢ 旅客：航路距離の短いフェリーでは運賃単価が安いので、設定されていないことが多い。長距離フェリーでは導入されているが、**消費者目線で、燃料価格が高騰しても高いサーチャージ額を設定していない**のが実態。 ➢ 貨物：実際に適用できる燃料サーチャージ額は、**荷主との交渉が必要（BtoB）**。燃料費は**実績値で支払う場合もあり**、この場合は完全なコスト回収が可能。 ➢ 燃料サーチャージの導入は、個々の内航海運事業者の判断であり**義務ではない**。	荷主が運賃改定を求められたにもかかわらず不当に据え置くことは、**独占禁止法、下請法に違反するおそれ**があるとして、要請・勧告・公表の対象になりうる。
航空業（BtoC）	**価格競争の激しい市場**において、航空会社が、**燃料価格増加分を運賃とは別建てで回収できるようにする**もの	➢ 「燃油付加特別運賃」（燃油サーチャージ）は、本体運賃とは別に、航空法に基づく認可の対象となっている。 ➢ 認可されたサーチャージ表の適用については、旅客は２ヶ月ごとに変更、貨物は毎月変更し、公表することで**消費者が燃料サーチャージ額を事前に知ることができる**ようにしている。 ➢ 燃料サーチャージの導入は、個々の航空会社の判断であり**義務ではない**。（基本的に国際線で取り入れられている。）	

（参考）”Energy Poverty”（「エネルギー貧困」）に対応しうる諸制度

- 国民生活においてエネルギー消費は避けられないものであることから、生活必需的なものとして、社会保障制度や電気・ガス料金上、一定の配慮がなされている。

社会保障制度

◆ 生活保護制度

- 日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定） **②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定）**を合算して算出。
- **冬季加算**は、冬季において増加する**暖房費等の経費を補填**するものとして、10月から４ 月のうち地域に応じて５ヶ月から７ヶ月間支給。
- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。

（第１回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会より抜粋）

電気・ガス料金

◆電気・ガス料金の特例措置

- 自然災害等による被災者への措置として、災害救助法が適用された地域等について、料金の支払い期日の延長等を実施（「災害特例」）。

2022年度
第1回業務委員会
資料№4

経過措置指定団地の2022年3月解除並びに6月及び9月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2021年7月	2022年3月1日	2022年3月1日（2022年2月生産動態統計BASE）			2022年6月1日	2022年6月1日見込（2022年2月生産動態統計BASE）			2022年9月1日	2022年9月1日見込（2022年2月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 4.1%	*1* *0* 1 1.9%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−27 18.6%	*1* *1* 1 1.9%	*1* 570 9.0%	*4.5%* 27 2.9%	597 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 570 9.0%	*4.5%* 27 2.9%	597 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 570 9.0%	*4.5%* 27 3.0%	597 8.3%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−60 41.4%	*13* *38* 24 44.4%	*58* 1,588 25.2%	*22.4%* 459 49.2%	2,047 28.3%	*1* *5* 1 16.7%	*54* 1,589 25.2%	*22.4%* 458 49.5%	2,047 28.3%	*1* *6* 1 6.3%	*49* 1,590 25.2%	*22.3%* 457 50.2%	2,047 28.3%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−9 6.2%	*4* *7* 6 11.1%	*33* 540 8.6%	*16.8%* 109 11.7%	649 9.0%	*0* *2* 0 0.0%	*31* 540 8.6%	*16.8%* 109 11.8%	649 9.0%	*0* *2* 0 0.0%	*29* 540 8.5%	*16.8%* 109 12.0%	649 9.0%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−14 9.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 275 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	275 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 275 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	275 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 275 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	275 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−22 15.2%	*2* *15* 4 7.4%	*28* 773 12.3%	*22.5%* 224 24.0%	997 13.8%	*2* *0* 2 33.3%	*30* 775 12.3%	*22.3%* 222 24.0%	997 13.8%	*2* *1* 15 93.8%	*31* 790 12.5%	*20.8%* 207 22.7%	997 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−32 22.1%	*0* *4* 5 9.3%	*16* 577 9.2%	*3.8%* 23 2.5%	600 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*16* 577 9.2%	*3.8%* 23 2.5%	600 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*16* 577 9.1%	*3.8%* 23 2.5%	600 8.3%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−3 2.1%	*1* *1* 2 3.7%	*17* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%	*0* *2* 0 0.0%	*15* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%	*0* *4* 0 0.0%	*11* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	10 −6.9%	*5* *18* 11 20.4%	*34* 1,116 17.7%	*5.4%* 64 6.9%	1,180 16.3%	*0* *0* 3 50.0%	*34* 1,119 17.7%	*5.2%* 61 6.6%	1,180 16.3%	*0* *0* 0 0.0%	*34* 1,119 17.7%	*5.2%* 61 6.7%	1,180 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	18 −12.4%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 199 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	200 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 199 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	200 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 199 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	200 2.8%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率= 7,380 100.0%	−2.0%＞ −145 100.0%	*27* *84* 54 100.0%	*188* 6,300 100.0%	*12.9%* 932 100.0%	7,232 100.0%	*3* *9* 6 100.0%	*182* 6,306 100.0%	*12.8%* 926 100.0%	7,232 100.0%	*3* *13* 16 100.0%	*172* 6,322 100.0%	*12.6%* 910 100.0%	7,232 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 ４ 年 ４ 月 ２ ６ 日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和３年度第３四半期）

（趣旨）
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することと整理されています。
上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和３年１０月から１２月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　２事業者　２供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　１０７事業者　２５６供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和３年１０月から１２月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）
② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価（月次）

２．調査結果

(1) 本件対象期間における調査の結果、値上げを行った事業者が１事業者（１供給地点群）確認されたため、その内容について検証・確認を行った。その結果、合理的でない値上げとは認められなかった。

(2) 当該事業者以外の事業者については、値上げが行われた事実は認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　池田
統括ネットワーク事業管理官　伊藤
担当者：宮嶋、中橋、牛島、齋藤
電　話：03-3501-1552（直通）

2022年度
第1回業務委員会
資料№6

令和４年２月２８日
那覇産業保安監督事務所

ガス事業法違反に対する厳重注意について

那覇産業保安監督事務所は、ガス小売事業者である株式会社[redacted]（沖縄県浦添市）に対し現地確認調査等を行い、同社がガス事業法第３２条に基づく工事計画書の届出をしないまま、当該地点に供給を行い、当該ガス工作物の一部が同法第２１条第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認しました。

このため、令和3年１１月３０日及び令和４年2月２８日に、同社に対し同法の遵守に係る厳重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

１．経緯

（1）那覇産業保安監督事務所は、株式会社[redacted]から、一の団地内において液化石油ガスを導管により７０戸以上に供給するガス事業法の適用を受ける事案について、同法に基づく必要な手続きを取らずに８年以上供給している地点があるとの情報を受けた。

（2）このため、当事務所は、現地確認調査を実施し、以下の地域で、同社が同法第３２条に基づく工事計画書の届出をしないまま、当該地点に供給を行い、当該ガス工作物の一部が同法第２１条第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認した。

現地確認　　令和3年１１月１５日　沖縄県名護市内　１件
現地確認　　令和４年2月１５日　　沖縄県名護市内　１件

２．那覇産業保安監督事務所の対応

当事務所は、株式会社東江ガスに対し、那覇産業保安監督事務所長名にて厳重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

厳重注意及び報告徴収　令和3年１１月３０日
厳重注意及び報告徴収　令和４年2月２８日

本件に関するお問い合わせ先
那覇産業保安監督事務所
保安監督課　　課長　徳門
担当者　砂川、棚原、森田
TEL（０９８）８６６－６４７４

＜参考＞

事業者の概要

株式会社[redacted]
本社住所 [redacted]

関係法令

ガス事業法(抜粋)
第三十二条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第二十一条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

（報告の徴収）
第百七十一条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2022年度
第1回業務委員会
資料№7

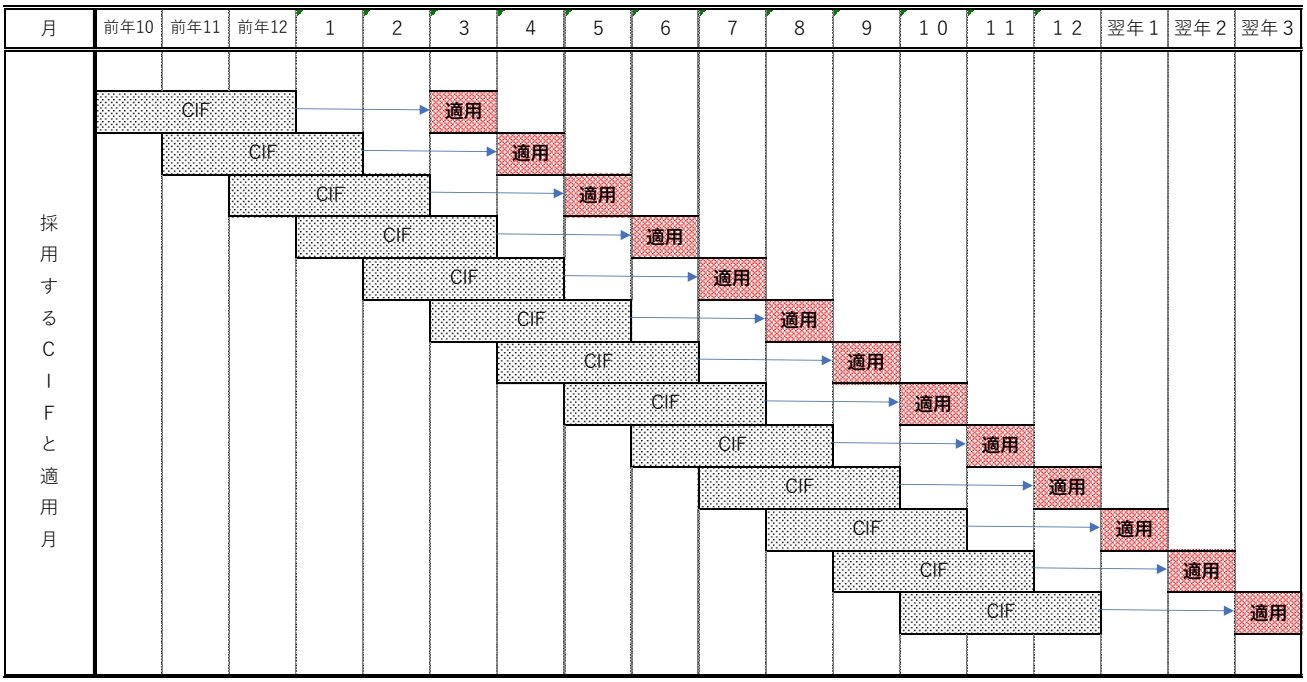
2022 年 4 月 15 日

自由化団地で使用する新原料費調整方式の追加案について

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 新原料費調整方式追加案
 - 主要ＬＰガス元売り３社それぞれの前月比価格改定幅及び３社の（前年または前年度）輸入比率に基づく加重平均前月比価格改定幅の４種及び地域ごとの㎥当たりの換算値をコミュニティーガス協会が発表する。事業者はこれら４種からいずれか１種を選択し、毎月の料金調整額を決定する。この方式の採用は料金が自由化された団地に限定する。また、自由化団地における料金改定方式の選択は事業者の選択に委ねられるべきであり、本料金改定方式を強制することは勿論、推奨するものでもない。
2. 具体的な原料費調整方式案
 - 裏面に現行の輸入通関ＣＩＦによる原料費調整と比較して示す。
3. 新原料費調整方式を追加する理由
 - 昨年 10 月以降の CP 高騰を受け、コミュニティーガス団地の料金改定についての相談が増えている。多くは「仕入価格が上昇しており現在の団地ガス料金では不採算となる。」というもの。このような問い合わせには「団地の料金は原料費調整制度が適用されており、仕入れ価格の上昇は３～５か月後に反映される。原料費の上昇は料金改定の合理的な根拠とは認められない。」と回答しているが、会員事業者の多くは液石販売との兼業であり、さらに事業に占めるコミュニティーガス販売の割合が低いことにより、コミュニティーガス料金についての理解が不足しているためと思われる。
 - また、一般需要家向け液石販売のガス料金に原料費調整制度を採用している事業者は、仕入価格が元売の前月比価格改定幅に従い変動することを受け、ガス料金の料金改定に元売の前月比価格改定幅を採用しタイムラグを避けている事業者が多いと思われる。コミュニティーガス料金についても、同様に元売の前月比価格改定幅を用いることにより、事業者の販売価格間における相違をなくす。
 - 元売３社の前月比価格改定幅は各社のＨＰに発表されているため、需要家の確認も容易と考えられる。
 - ガス販売事業者には、複数ルートから仕入れている者、あるいは仕入先が明確になることを望まない者もいるため、元売３社の加重平均値も発表することにより、この新原料費調整方式がより多くの事業者に採用されやすいものとする。
 - 新原料費調整方式の採用により、輸入価格の変動を速やかにガス料金に反映することが可能となり、自由化団地における原料費調整方式の採用継続、ひいてはガス料金の透明性の維持につなげたい。需要家から見ても、石油製品同様マーケットを反映した価格改定となり納得を得やすい。
 - さらに、液石販売において単価改定を行っている事業者が、この新原料費調整方式を液石販売のガス料金改定にも採用することにより、問題視されているプロパンガス料金の透明化が進むことも期待できる。

【現行の原料費調整制度＜輸入CIF連動による従量料金の改定＞】



【原料費調整制度追加案＜輸入元売前月比価格改定幅連動によるガス料金の調整＞】４月分より追加方式を採用する場合

月				1	2	3	4											

１月度の原料費（充填所渡しの価格）を使用し料金算定を行う。２～３月中に法14条の説明・書面交付を行う。

２～４月度の元売各社発表のプロパン仕切改定を使用し原料費調整額を算出し、４月検針時適用単価を決定する。

2022年3月の計算例		前月比	比率	前月比	前月比	前月比
		円/ｔ	%	円/㎥	円/㎥	円/㎥
		例	例	北海道、青森、岩手、秋田	沖縄県	その他の地区
	円/ｔ→円/㎥の換算係数			0.00215	0.00202	0.00210
A：	アストモスエネルギー㈱	8,700	40	20.5755	19.3314	20.0970
E：	エネオスグローブ㈱	9,000	35	21.2850	19.9980	20.7900
G：	ジクシス㈱	9,000	25	21.2850	19.9980	20.7900
T：	３社加重平均値	8,800	100	20.8120	19.5536	20.3280

１００円未満切り捨て　⇧　⇧料金調整単価をガス料金に反映する算式は個々の約款の定めによる。

本方式が追加採用された場合には、毎月月初に発表される元売各社のプロパン価格改定幅に基づき、

日本コミュニティーガス協会が上記表の様式で原料費調整額を速やかにＨＰ上に発表する。

＊本方式実施のために必要な情報

① 大手輸入元売３社のプロパン価格改定幅（前月比）⇒各社のHPにて確認可能

② 大手輸入元売３社のプロパン輸入実績又は輸入比率（前年実績または前年度実績）⇒未発表、日本LPガス協会の協力が必要

以上

2022年度
第1回業務委員会
資料№8

コミュニティーガス事業に係る申請書・届出書等作成マニュアル

（　目　次　）

Ⅰ　ガス小売事業の登録申請等に係る手続き

登録申請及び届出等に係る事項	頁
1．ガス小売事業に係る主な手続き事項と関係書類対比表	3
2．ガス小売事業登録申請等の手順（フロー図）	4
3．主な申請書及び届出書等の提出時期	10

Ⅱ－A　申請書・届出書等作成マニュアル（自由化団地関係）

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁
業務関係	1．ガス小売事業登録申請関係				12
	① ガス小売事業登録申請書	第4条第1項	第6条第1項	第1	16
	② 法第６条第１項の登録拒否要件に該当しない旨の誓約書	第4条第2項	同条第4項第1号		20
	③ ガス小売事業遂行体制説明書	同	同条同項第2号	第2	21
	④ 苦情等処理体制説明書	同	同条同項第3号	第3	23
	⑤ 供給地点群（団地、以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図	同	同条同項第4号		―
	⑥ ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同条同項第5号イ		25
	⑦ 主たる技術者の履歴書	同	同条同項第5号ロ		26
	⑧ 法人である場合は、定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表・損益計算書、役員の履歴書	同	同条同項第6号		―
	⑨ 法人の発起人である場合は、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書	同	同条同項第7号		―
	⑩ 法人以外の者で事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表・損益計算書又はこれらに準ずる書類	同	同条同項第8号		―
	⑪ 地方公共団体である場合は、ガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し	同	同条同項第9号		―
	⑫ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠	第4条第1項	第6条第1項	第1 備考10	27
	⑬ その他（ガス供給同意書等）				28
	2．登録免許税納付関係				29
技術関係	3．工事計画届出関係				33
	(1) 工事計画（変更）届出				34
	(2) 工事計画軽微変更届出				96

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁
技術関係	4．保安規程・保安業務規程届出関係				98
	⑴ 保安規程届出				99
	⑵ 保安規程変更届出				―
	⑶ 保安業務規程届出				―
	⑷ 保安業務規程変更届出				―
技術関係	5．ガス主任技術者選任又は解任届出関係				106
技術関係	6．使用前検査関係				113
	⑴ 特定ガス工作物に係る使用前自主検査結果記録				―
	⑵ 特定ガス工作物使用前検査申請（（一財）日本ガス機器検査協会）				―
	⑶ 特定ガス工作物使用前検査申請（高圧ガス保安協会）				―
業務関係	7．供給計画届出関係（「供給計画の届出に関するＱ＆Ａ」を含む）				148
	⑴ 供給計画届出書				―
	⑵ 供給計画変更届出書				―
業務関係	8．ガス小売事業変更登録申請関係（「軽微な変更」（規則第7条)に該当しない登録事項の変更）				167
	① ガス小売事業変更登録申請書	第7条第2項	第8条第1項	第4	170
	② 変更理由書（団地新設の場合、団地譲受けの場合）	第7条第3項 （第4条第2項を準用）	同条第2項		172
	③ 法第６条第１項の登録拒否要件に該当しない旨の誓約書	同	第6条第4項第1号		173
	④ ガス小売事業遂行体制説明書（変更があった場合）	同	同条同項第2号	第2	174
	⑤ 苦情等処理体制説明書（変更があった場合）	同	同条同項第3号	第3	175
	⑥ 供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図	同	同条同項第4号		―
	⑦ ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同条同項第5号イ		176
	⑧ 主たる技術者の履歴書	同	同条同項第5号ロ		177
	⑨ 法人である場合は、定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表・損益計算書、役員の履歴書	同	同条同項第6号		―
	⑩ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠	第7条第2項	第6条第1項	第4 備考10	178
	⑪ その他（ガス供給同意書等）				179

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁
業務関係	9．ガス小売事業変更届出関係（「軽微な変更」(規則第7条)に該当する登録事項の変更）				180
	(1) ガス小売事業変更届出（一部の団地の廃止の事例）				181
	① ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6	183
	② 変更理由書	同	同		185
	③ ガス工作物の設置の状況を記載した図面				186
	④ 小売供給の相手方に対する周知	参）第9条第3項	参）第12条		187
	⑤ その他（ガス小売事業廃止同意書）				188
	(2) ガス小売事業変更届出（供給地点の増加若しくは減少の事例）				―
	① ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6	189
	② 変更理由書	同	同		191
	③ 増加若しくは減少した供給地点を示した図面（変更前、変更後）				192
	④ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠				194
	⑤ 供給同意書（供給地点増加の場合）				195
	(3) ガス小売事業変更届出（主要な導管の変更の事例）				―
	① ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6	196
	② 変更理由書	同	同		198
	③ 工事計画届出書（２－(1)－②参照）の写し				―
	④ 主要な導管の延長数の変更の場合は関係図面（変更前・変更後）				199
	⑤ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠				―
業務関係	１０．その他の申請・届出関係				201
	(1) ガス小売事業氏名等変更届出（代表者変更、連絡先変更、メールアドレス等の変更）				202
	① ガス小売事業氏名等変更届出書	第7条第4項	第9条第1項	第5	203
	② 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があった場合は当該変更が行われたことを証する書類	同	同		―
	(2) ガス小売事業承継届出				204
	① ガス小売事業承継届出書	第8条第2項	第10条第1項	第7	205
	② ガス小売事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類	同	同条同項第1号		―
	＜ガス小売事業の地位を承継した者がガス小売事業者以外の者である場合は以下の③～⑤書類が必要＞				―
	③ 法第６条第１項の登録拒否要件に該当しない旨の誓約書	第8条第2項	同条同項第2号イ		―
	④ 法人である場合は、定款、登記事項証明書	同	同条同項第2号ロ		―
	⑤ 法人の発起人である場合は、当該法人の定款	同	同条同項第2号ハ		―
	(3) ガス小売事業休止（廃止）届出				206
	① ガス小売事業休止（廃止）届出書	第9条第1項	第11条第1項	第8	207
	② 変更理由書	同	同		208
	③ 供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図				―
	④ ガス工作物の設置の状況を記載した図面				―
	⑤ 小売供給の相手方に対する周知（同意書）	第9条第3項	第12条		209
	(4) 解散届出	第9条第2項	第11条第2項	第9	211
	① 解散届出書				212
	(5) ガス工作物一部使用承認申請（特例措置）		第210条第1項	第92	214
	(6) 定期自主検査時期変更承認申請書（特例措置）				―
	① 定期自主検査時期変更承認申請書		第210条第2項	第93	215
	② 変更理由書				―
技術関係	(7) ガス主任技術者特例選任承認申請（特例措置）				―
	① ガス主任技術者特例選任承認申請書		第210条第3項	第94	216
	② 特例選任を必要とする理由書				―
	③ ガス主任技術者の執務に関する説明書				―
	④ 特例選任に係る事業場の保安措置に関する説明書				―
	(8) 特例選任ガス主任技術者引継届出（特例措置）		第210条第5項	第95	－
	① 特例選任ガス主任技術者引継届出書		第210条第5項	第95	217

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則等	様式	頁
技術関係	１１．ガス事故報告及び台風・豪雨時の報告関係				218
	<ガス事故報告>				219
	<台風・豪雨時の報告>				235
技術関係	１２．定期報告関係				239
	⑴ 周知状況の届出書（　　年度分）				
	⑵ 周知対象外報告書（　　年度分）	第159条	第197条第3項	第88	243
	⑶ 調査対象外報告書（　　年度分）	第159条	第200条第3項	第89	244
	⑷ガス小売事業事故年報	第171条第1項	報告規則第3条	第1	245
	⑸ 導管改修実施状況（　　年度分）	第171条第1項	報告規則第3条	第6	246
	⑹ 消費機器調査結果年報	第171条第1項	報告規則第3条	第7	250
	⑺ ガス事業生産動態統計調査報告書 （ガス事業生産動態統計調査表（様式2）記載要領）		ガス事業生産動態統計調査規則第5条の4	様式等を定める告示	254

Ⅱ－Ｂ　申請書・届出書等作成マニュアル（経過措置団地関係）

	許認可申請及び届出等に係る事項	改正法附則	経過措置省令等	様式	頁
業務関係	１３．経過措置関係（料金等の規制が課せられている団地に係る許認可等手続き）				259
	⑴指定旧供給地点変更許可申請				260
	① 指定旧供給地点変更許可申請書	第29条第1項	第11条第1項	第7	261
	② 変更理由書	同	同条同項第1号		262
	③ 指定供給地点の位置及び主要な導管の配置図（新旧図面）	同	同条同項第2号		263
	④ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠				265
	＜軽微な変更の場合（供給地点の分割又は減少であってその増加又は減少が70未満の場合）⑤,⑥,⑦,⑧の書類は不要＞				
	⑤ 需要想定表及び供給の計画を記載した書類	同	同第3号		―
	⑥ 資金計画表	同	同第4号		―
	⑦ 収支見積書	同	同第5号	第8	―
	⑧ 契約書又は同意書の写し	同	同第6号		266
	⑨ ガス小売事業変更届出書	（法第7条第4項）	（第9条第2項）	（第6）	―
	⑵指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請				267
	① 指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書	第30条第1項	第13条第2項	第10	268
	② 変更理由書	同	同条同項第1号		269
	③ 指定旧供給地点小売供給約款（変更前、変更後）	同	同条同項第2号		270
	④ その他（料金等変更時の書類）	同			―
	⑶特別供給条件認可申請				271
	① 特別供給条件認可申請書	第28条第4項 （旧第37条の6の2関係）		参)旧様式第47の2	272
	② 特別供給条件による供給を必要とする理由書	同			274
	③ 指定旧供給地点小売供給約款（変更前、変更後）				275
	⑷指定旧供給地点小売供給約款変更届出				276
	① 指定旧供給地点小売供給約款変更届出書	第28条第4項（[旧第37条の7第1項において準用する]第17条第4項関係、以下同じ）	省令附則第2条第3項（旧第86条の3）	参)旧様式第14の2	277
	② 変更理由書		同（旧第86条の3第1号）		―
	③ 指定旧供給地点小売供給約款（変更前、変更後）	同	同（旧第86条の3第2号）		―
	④ その他（料金等変更時の書類）	同			―
	⑸指定旧供給地点小売供給開始届出				278
	①指定旧供給地点小売供給開始届出書	第29条第6項			279

許認可申請及び届出等に係る事項			改正法附則	経過措置省令等	様式	頁
⑹指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請						280
	①	指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書	第28条第4項 （旧第10条第1項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第81条）	参)旧様式 第46	281
	②	譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類	同	同 （旧第81条第2号）		―
	③	譲渡しに関する契約書の写し	同	同 （旧第81条第3号）		―
⑺指定旧供給地点小売供給合併（分割）認可申請						283
	①	指定旧供給地点小売供給合併認可申請書 指定旧供給地点小売供給分割認可申請書	第28条第4項 （旧第10条第2項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第82条）	参)旧様式 第9,第10	284 285
	②	合併又は分割を必要とする理由を記載した書類	同	同 （旧第82条第1号）		―
	③	合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	同	同 （旧第82条第2号）		―
⑻指定旧供給地点小売供給承継届出						286
	①	指定旧供給地点小売供給承継届出書	第28条第4項 （旧第11条第2項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第82条の2）	参)旧様式 第10の2	287
⑼指定旧供給地点小売供給休止（廃止）許可申請						288
	①	指定旧供給地点小売供給休止（廃止）許可申請書	第28条第4項 （旧第13条第1項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第83条）	参)旧様式 第47	289
	②	休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類	同	同 （旧第83条第1号）		290
	③	一部を休止し、又は廃止する場合はガス工作物の概要を記載した書類	同	同 （旧第83条第2号）		―
	④	一部を休止し、又は廃止する場合は収支見積書	同	同 （旧第83条第3号）	第43	―
	⑤	その他（需要家に対する周知）				291
⑽解散認可申請						293
	①	解散認可申請書	第28条第4項 （旧第13条第2項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第84条）	参)旧様式 第12	294
	②	解散を必要とする理由を記載した書類		同		―
	③	その他（需要家に対する周知）				―
⑾資産額報告書			第28条第1項	ガス事業会計規則 附則第4条第3項	附則 様式第1	296
⑿収支計算報告書			第28条第1項	ガス事業会計規則 附則第4条第3項	附則 様式第2	297
⒀旧簡易ガスみなし小売事業者に係る部門別収支計算書			第28条第4項	みなしガス小売事業者部門別 収支計算書規則第6条第1項	第3	298

Ⅲ　参考資料

参考資料名	出　典	頁
1　「一の団地」の判断事例	資源エネルギー庁ガス市場整備室	301
2　契約に当たっての説明・書面交付についてＱ＆Ａ	（一社）日本コミュニティーガス協会	309
3　事前説明時の交付書面（14条書面）例	同	336
4　契約締結時の交付書面（15条書面）例	同	339
5　ガスの小売営業に関する指針	経済産業省	341

コミュニティーガス事業に係る申請書・届出書等作成マニュアル

（　目　次　）

Ⅰ　ガス小売事業の登録申請等に係る手続き

登録申請及び届出等に係る事項	頁
1．ガス小売事業に係る主な手続き事項と関係書類対比表	
2．ガス小売事業登録申請等の手順（フロー図）	
3．主な申請書及び届出書等の提出時期	

Ⅱ－A　申請書・届出書等作成マニュアル（自由化団地関係：経済産業省ホームページを参照すること）

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁
業務関係	1．ガス小売事業登録申請関係				
	①ガス小売事業登録申請書	第4条第1項	第6条第1項	第1	
	②法第６条第１項の登録拒否要件に該当しない旨の誓約書	第4条第2項	同条第4項第1号		
	③ガス小売事業遂行体制説明書	同	同条同項第2号	第2	
	④苦情等処理体制説明書	同	同条同項第3号	第3	
	⑤供給地点群（団地、以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図	同	同条同項第4号		
	⑥ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同条同項第5号イ		
	⑦主たる技術者の履歴書	同	同条同項第5号ロ		
	⑧法人である場合は、定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表・損益計算書、役員の履歴書	同	同条同項第6号		
	⑨法人の発起人である場合は、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書	同	同条同項第7号		
	⑩法人以外の者で事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表・損益計算書又はこれらに準ずる書類	同	同条同項第8号		
	⑪地方公共団体である場合は、ガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し	同	同条同項第9号		
	⑫特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠	第4条第1項	第6条第1項	第1 備考10	
	⑬その他（ガス供給同意書等）				
	2．登録免許税納付関係				
技術関係	3．工事計画届出関係				
	(1) 工事計画（変更）届出				
	(2) 工事計画軽微変更届出				

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁	
技術関係	4．保安規程・保安業務規程届出関係					
	(1) 保安規程届出					
	(2) 保安規程変更届出					
	(3) 保安業務規程届出					
	(4) 保安業務規程変更届出					
技術関係	5．ガス主任技術者選任又は解任届出関係					
技術関係	6．使用前検査関係					
	(1) 特定ガス工作物に係る使用前自主検査結果記録					
	(2) 特定ガス工作物使用前検査申請（（一財）日本ガス機器検査協会）					
	(3) 特定ガス工作物使用前検査申請（高圧ガス保安協会）					
業務関係	7．供給計画届出関係（「供給計画の届出に関するＱ＆Ａ」を含む）					
	(1) 供給計画届出書					
	①供給計画届出書	第19条第1項	第20条第1項	第15		
	②別紙（第1表、第3表、第5表）					
	(2) 供給計画変更届出書					記載例27
	①供給計画変更届出書	第19条第2項	第20条第2項	第16		
	②別紙（第1表、第3表、第5表）	同	同			
	③変更理由書	同	同			

業務関係		登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁	
	8．ガス小売事業変更登録申請関係（「軽微な変更」(規則第7条)に該当しない登録事項の変更）						
	①	ガス小売事業変更登録申請書 （供給地点群の増加、理由書、必要添付書類）	第7条第2項	第8条第1項	第4		記載例8
	①'	ガス小売事業変更登録申請書　（新設せり上がり）	第7条第2項	第8条第1項			記載例14
	②	変更理由書（団地新設の場合、団地譲受けの場合）	第7条第3項 （第4条第2項を準用）	同条第2項			
	③	法第６条第１項の登録拒否要件に該当しない旨の誓約書	同	第6条第4項第1号			
	④	ガス小売事業遂行体制説明書（変更があった場合）	同	同条同項第2号	第2		
	⑤	苦情等処理体制説明書（変更があった場合）	同	同条同項第3号	第3		
	⑥	供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図	同	同条同項第4号			
	⑦	ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同条同項第5号イ			
	⑧	主たる技術者の履歴書	同	同条同項第5号ロ			
	⑨	法人である場合は、定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表・損益計算書、役員の履歴書	同	同条同項第6号			
	⑩	特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠	第7条第2項	第6条第1項	第4 備考10		
	⑪	その他（ガス供給同意書等）					
業務関係	9．ガス小売事業変更届出関係（「軽微な変更」(規則第7条)に該当する登録事項の変更）						
	(1) ガス小売事業変更届出（一部の団地の廃止の事例）						記載例15
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同			
	④	小売供給の相手方に対する周知	参）第9条第3項	参）第12条			
	⑤	その他（ガス小売事業廃止同意書）					
	(2) ガス小売事業変更届出（供給地点群の名称の変更）						記載例16
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同			
	④	供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図	同	同			
	(3) ガス小売事業変更届出（供給地点群の住所の変更）						記載例17
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更前、変更後の供給地点を別紙とした場合	同	同			
	③	変更理由書					
	④	ガス工作物の設置の状況を記載した図面	同	同			
	⑤	供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図	同	同			
	(4) ガス小売事業変更届出（供給地点の増加若しくは減少の事例）						記載例18
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	増加若しくは減少した供給地点を示した図面（変更前、変更後）					
	④	特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠					
	(5) ガス小売事業変更届出（最大ガス需要の見込みの変更）						記載例19
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠					
	(6) ガス小売事業変更届出（供給能力の確保の見込みの変更）						記載例20
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠					
	(7) ガス小売事業変更届出（調整装置の変更）						記載例21
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	ガス工作物に係る資料（必要に応じて）					
	(8) ガス小売事業変更届出（主要な導管の変更の事例）						記載例21
	①	ガス小売事業変更届出書	第7条第4項	第9条第2項	第6		
	②	変更理由書	同	同			
	③	工事計画届出書（２－(1)－②参照）の写し					
	④	主要な導管の延長数の変更の場合は関係図面（変更前・変更後）					
	⑤	特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠					

	登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則	様式	頁	
業務関係	１０．その他の申請・届出関係					
	(1) ガス小売事業氏名等変更届出（事業者の名称変更）					
	① ガス小売事業氏名等変更届出書	第7条第4項	第9条第1項	第5		記載例9
	② 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があった場合は当該変更が行われたことを証する書類	同	同			
	(2) ガス小売事業氏名等変更届出（事業者の住所変更）					記載例10
	① ガス小売事業氏名等変更届出書	第7条第4項	第9条第1項	第5		
	② 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があった場合は当該変更が行われたことを証する書類	同	同			
	(3) ガス小売事業氏名等変更届出（代表者氏名変更）					記載例11
	① ガス小売事業氏名等変更届出書	第7条第4項	第9条第1項	第5		
	② 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があった場合は当該変更が行われたことを証する書類	同	同			
	(4) ガス小売事業氏名等変更届出　（その他の営業所の名称・所在地の変更）					記載例12
	① ガス小売事業氏名等変更届出書	第7条第4項	第9条第1項	第5		
	② 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があった場合は当該変更が行われたことを証する書類	同	同			
	(5) ガス小売事業氏名等変更届出　（電子メールアドレスの変更）					記載例13
	① ガス小売事業氏名等変更届出書	第7条第4項	第9条第1項	第5		
	② 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があった場合は当該変更が行われたことを証する書類	同	同			
	(6) ガス小売事業承継届出					記載例23
	① ガス小売事業承継届出書	第8条第2項	第10条第1項	第7		
	② ガス小売事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類	同	同条同項第1号			
	＜ガス小売事業の地位を承継した者がガス小売事業者以外の者である場合は以下の③～⑤書類が必要＞					
	③ 法第６条第１項の登録拒否要件に該当しない旨の誓約書	第8条第2項	同条同項第2号イ			
	④ 法人である場合は、定款、登記事項証明書	同	同条同項第2号ロ			
	⑤ 法人の発起人である場合は、当該法人の定款	同	同条同項第2号ハ			
	(7) ガス小売事業休止（廃止）届出					記載例24
	① ガス小売事業休止（廃止）届出書	第9条第1項	第11条第1項	第8		
	② 変更理由書	同	同			
	③ 供給地点群の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１の地形図					
	④ ガス工作物の設置の状況を記載した図面					
	⑤ 小売供給の相手方に対する周知（同意書）	第9条第3項	第12条			
	(8) 解散届出	第9条第2項	第11条第2項	第9		記載例25
	① 解散届出書					
技術関係	(9) ガス工作物一部使用承認申請（特例措置）		第210条第1項	第92		
	(10) 定期自主検査時期変更承認申請書（特例措置）					
	(11) ガス主任技術者特例選任承認申請（特例措置）					
	(12) 特例選任ガス主任技術者引継届出（特例措置）		第210条第5項	第95		
	① 特例選任ガス主任技術者引継届出書		第210条第5項	第95		

技術関係

登録申請及び届出等に係る事項	ガス事業法	施行規則等	様式	頁
１１．ガス事故報告及び台風・豪雨時の報告関係				
<ガス事故報告>				
(1) ガス事故速報（第1報）　月　日（　）　時　分現在	第171条第1項	報告規則第4条		
(2) ガス事故詳報（ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故）	第171条第1項	報告規則第4条	第14	
(3) ガス事故詳報（消費機器又はガス栓に係る事故）	第171条第1項	報告規則第4条	第15	
<台風・豪雨時の報告>				
(4) 豪雨における被害状況と復旧見込み（　年　月　日　時　分現在）				
１２．定期報告関係				
(1) 周知状況の届出書（　　年度分）				
(2) 周知対象外報告書（　　年度分）	第159条	第197条第3項	第88	
(3) 調査対象外報告書（　　年度分）	第159条	第200条第3項	第89	
(4)ガス小売事業事故年報	第171条第1項	報告規則第3条	第1	
(5) 導管改修実施状況（　　年度分）	第171条第1項	報告規則第3条	第6	
(6) 消費機器調査結果年報	第171条第1項	報告規則第3条	第7	
(7) ガス事業生産動態統計調査報告書 （ガス事業生産動態統計調査表（様式2）記載要領）		ガス事業生産動態統計調査規則第5条の4	様式等を定める告示	

Ⅱ－B　申請書・届出書等作成マニュアル（経過措置団地関係）

業務関係

許認可申請及び届出等に係る事項	改正法附則	経過措置省令等	様式	頁
１３．経過措置関係（料金等の規制が課せられている団地に係る許認可等手続き）				
(1)指定旧供給地点変更許可申請				
① 指定旧供給地点変更許可申請書	第29条第1項	第11条第1項	第7	
② 変更理由書	同	同条同項第1号		
③ 指定供給地点の位置及び主要な導管の配置図（新旧図面）	同	同条同項第2号		
④ 特定ガス発生設備の種類及び能力別の選定根拠				
＜軽微な変更の場合（供給地点の分割又は減少であってその増加又は減少が70未満の場合）⑤,⑥,⑦,⑧の書類は不要＞				
⑤ 需要想定表及び供給の計画を記載した書類	同	同第3号		
⑥ 資金計画表	同	同第4号		
⑦ 収支見積書	同	同第5号	第8	
⑧ 契約書又は同意書の写し	同	同第6号		
⑨ ガス小売事業変更届出書	（法第7条第4項）	（第9条第2項）	（第6）	
(2)指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請				
① 指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書	第30条第1項	第13条第2項	第10	
② 変更理由書	同	同条同項第1号		
③ 指定旧供給地点小売供給約款（変更前、変更後）	同	同条同項第2号		
④ その他（料金等変更時の書類）	同			
(3)特別供給条件認可申請				
① 特別供給条件認可申請書	第28条第4項 （旧第37条の6の2関係）		参)旧様式第47の2	
② 特別供給条件による供給を必要とする理由書	同			
③ 指定旧供給地点小売供給約款（変更前、変更後）				
(4)指定旧供給地点小売供給約款変更届出				
① 指定旧供給地点小売供給約款変更届出書	第28条第4項 （[旧第37条の7第1項において準用する]第17条第4項関係、以下同じ）	省令附則第2条第3項 （旧第86条の3）	参)旧様式第14の2	
② 変更理由書		同 （旧第86条の3第1号）		
③ 指定旧供給地点小売供給約款（変更前、変更後）	同	同 （旧第86条の3第2号）		
④ その他（料金等変更時の書類）	同			
(5)指定旧供給地点小売供給開始届出				
①指定旧供給地点小売供給開始届出書	第29条第6項			

許認可申請及び届出等に係る事項			改正法附則	経過措置省令等	様式	頁
⑹指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請						
	①	指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書	第28条第4項 （旧第10条第1項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第81条）	参)旧様式 第46	
	②	譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類	同	同 （旧第81条第2号）		
	③	譲渡しに関する契約書の写し	同	同 （旧第81条第3号）		
⑺指定旧供給地点小売供給合併（分割）認可申請						
	①	指定旧供給地点小売供給合併認可申請書 指定旧供給地点小売供給分割認可申請書	第28条第4項 （旧第10条第2項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第82条）	参)旧様式 第9,第10	
	②	合併又は分割を必要とする理由を記載した書類	同	同 （旧第82条第1号）		
	③	合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	同	同 （旧第82条第2号）		
⑻指定旧供給地点小売供給承継届出						
	①	指定旧供給地点小売供給承継届出書	第28条第4項 （旧第11条第2項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第82条の2）	参)旧様式 第10の2	
⑼指定旧供給地点小売供給休止（廃止）許可申請						
	①	指定旧供給地点小売供給休止（廃止）許可申請書	第28条第4項 （旧第13条第1項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第83条）	参)旧様式 第47	
	②	休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類	同	同 （旧第83条第1号）		
	③	一部を休止し、又は廃止する場合はガス工作物の概要を記載した書類	同	同 （旧第83条第2号）		
	④	一部を休止し、又は廃止する場合は収支見積書	同	同 （旧第83条第3号）	第43	
	⑤	その他（需要家に対する周知）				
⑽解散認可申請						
	①	解散認可申請書	第28条第4項 （旧第13条第2項関係）	省令附則第2条第3項 （旧第84条）	参)旧様式 第12	
	②	解散を必要とする理由を記載した書類		同		
	③	その他（需要家に対する周知）				
⑾資産額報告書			第28条第1項	ガス事業会計規則 附則第4条第3項	附則 様式第1	
⑿収支計算報告書			第28条第1項	ガス事業会計規則 附則第4条第3項	附則 様式第2	
⒀旧簡易ガスみなし小売事業者に係る部門別収支計算書			第28条第4項	みなしガス小売事業者部門別 収支計算書規則第6条第1項	第3	

Ⅲ　参考資料

参考資料名	出　典	頁
1　「一の団地」の判断事例	資源エネルギー庁ガス市場整備室	301
2　契約に当たっての説明・書面交付についてＱ＆Ａ	（一社）日本コミュニティーガス協会	309
3　事前説明時の交付書面（14条書面）例	同	336
4　契約締結時の交付書面（15条書面）例	同	339
5　ガスの小売営業に関する指針	経済産業省	341

旧版

2022年度
第1回業務委員会
資料№9

2022 年　月　　日

会員各位

コミュニティーガス団地における

エネファームの設置状況に関するアンケートのお願い

（一社）日本コミュニティーガス協会

平素は弊協会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

題記アンケートにご協力いただきたく、次のとおりお願い申し上げます。

最近のエネルギー業界は、2050 年カーボンニュートラル（ＣＮ）に向けて対応を迫られています。プロパン業界のＣＮがどのような形になるかまだ不透明ですが、トランジション期間において、省エネ・省CO^2の努力はＳＤＧｓの面からも不可欠となっています。

コミュニティーガス（導管によるプロパンガス供給）は配送業務の効率化につながり、省エネに貢献します。一方、エネファームはCO^2の発生を抑え、自立運転機能によりレジリエンス機能を有するなど、今後更に普及させるべき機器となっています。

そこで、コミュニティーガス団地におけるエネファームの設置状況の現状を把握し、さらなる普及のための課題を確認すべきと考えますので、次葉のアンケートにご協力願います。なお、2022 年 5 月末日までにご回答頂きたく、よろしくお願いします。

(一社)日本コミュニティーガス協会＿＿＿＿＿＿支部　行

コミュニティーガス団地におけるエネファーム（EF）の設置状況に関するアンケート

支部		貴 社 名		ご担当者	
ご担当者の連絡先		電話番号		メールアドレス	

1. EF の設置台数につき以下の表に記入願います（2022/3 現在）

（複数の支部に登録されている会員は、支部ごとに提出願います。）

	コミュニティーガス団地区域内		コミュニティーガス団地区域外	（D）支部内計
ガス供給方法	（A）導管供給	（B）容器供給	（C）液石供給	
ＥＦ設置台数				

注：コミュニティーガス団地区域＝過去導管供給を行っていた地点及び導管に隣接していて導管供給が容易な地点を含みます。

2. （A）が「0」で（B）が「1以上」の事業者に伺います。

導管供給で EF を設置するために必要な支援は何ですか？

下段の支援例から選択（複数可）＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿

その他にもあれば自由に記入願います。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. （A）（B）が「0」で（C）が「1以上」の会員に伺います。

コミュニティーガス団地で EF を設置するために必要な支援は何ですか？

下段の支援例から選択（複数可）＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿

その他にもあれば自由に記入願います。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4. （D）が「0」の会員に伺います。

ＥＦを設置するために必要な支援は何ですか？

下段の支援例から選択（複数可）＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿　＿＿＿

その他にもあれば自由に記入願います。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【支援例】
① EF 機器仕入価格の減額。
② EF 設置工事の簡素化・減額。
③ EF 向けガス仕入価格の減額。
④ EF 営業手法の指導。
⑤ EF トラブル対応の体制整備。
⑥ EF 保証期間の延長。
⑦ EF 脱硫機能向上の説明。
⑧ 不動産・建築業者の認知度向上
⑨ EF 提案資料（収支検討書含む）作成サポート

＜お問い合わせ＞本アンケートに関する質問等は、業務部　鈴木（03-5405-2215）宛にお願いします。

新版

2022年　月　　日

会員各位

コミュニティーガス団地における

エネファームの設置状況に関するアンケートのお願い

（一社）日本コミュニティーガス協会

平素は弊協会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

題記アンケートにご協力いただきたく、次のとおりお願い申し上げます。

最近のエネルギー業界は、2050年カーボンニュートラル（ＣＮ）に向けて対応を迫られています。プロパン業界のＣＮがどのような形になるかまだ不透明ですが、トランジション期間において、省エネ・省CO^2の努力はＳＤＧｓの面からも不可欠となっています。

コミュニティーガス（導管によるプロパンガス供給）は配送業務の効率化につながり、省エネに貢献します。一方、エネファームはCO^2の発生を抑え、自立運転機能によりレジリエンス機能を有するなど、今後更に普及させるべき機器となっています。

そこで、コミュニティーガス団地におけるエネファームの設置状況の現状を把握し、さらなる普及のための課題を確認すべきと考えますので、次葉のアンケートにご協力願います。なお、2022年5月末日までにご回答頂きたく、よろしくお願いします。

(一社)日本コミュニティーガス協会＿＿＿＿＿＿支部　行

コミュニティーガス団地におけるエネファーム（EF）の設置状況に関するアンケート

支部		貴 社 名		ご担当者	
ご担当者の連絡先		電話番号		メールアドレス	

1. EF の設置台数につき以下の表に記入願います（2022/3 現在）
（複数の支部に登録されている会員は、支部ごとに提出願います。）

	コミュニティーガス団地区域内		コミュニティーガス団地区域外	（D）支部内計
ガス供給方法	（A）導管供給	（B）容器供給	（C）液石供給	
ＥＦ設置台数				

注：コミュニティーガス団地区域＝過去導管供給を行っていた地点及び導管に隣接していて導管供給が容易な地点を含みます。

2. （A）が「0」で（B）が「1以上」の事業者に伺います。
導管供給で EF を設置するために必要な支援は何ですか？
下段の支援例から選択（いくつでも可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. （A）（B）が「0」で（C）が「1以上」の会員に伺います。
コミュニティーガス団地で EF を設置するために必要な支援は何ですか？
下段の支援例から選択（いくつでも可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4. （D）が「0」の会員に伺います。
ＥＦを設置するために必要な支援は何ですか？
下段の支援例から選択（いくつでも可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5. 既に導管供給によりエネファームを設置されている会員に伺います。
コミュニティーガス団地のＥＦを増やすために必要な支援は何ですか？
下段の支援例から選択（いくつでも可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【支援例】
① EF 機器仕入価格の減額。　② EF 設置工事の簡素化・減額。
③ EF 向けガス仕入価格の減額。　④ EF 営業手法の指導。
⑤ EF トラブル対応の体制整備。　⑥ EF 保証期間の延長。
⑦ EF 脱硫機能向上の説明。　⑧ 不動産・建築業者の認知度向上
⑨ EF 提案資料（収支検討書含む）作成サポート

6. エネファームのＬＰガス機普及についてご意見があればご自由に記入願います。

＜お問い合わせ＞本アンケートに関する質問等は、業務部　鈴木（03-5405-2215）宛にお願いします。

2022年度
第1回業務委員会
資料№10-1

2022-04-22

あらためて知る「燃料電池」～私にもできるカーボンニュートラルへの貢献（前編）

新エネルギー　技術　水素　温暖化対策

いいね！　シェア 0　ツイート　0　メルマガ登録　記事のリクエスト



（出典）左：パナソニック株式会社、中央：株式会社アイシン、右：京セラ株式会社

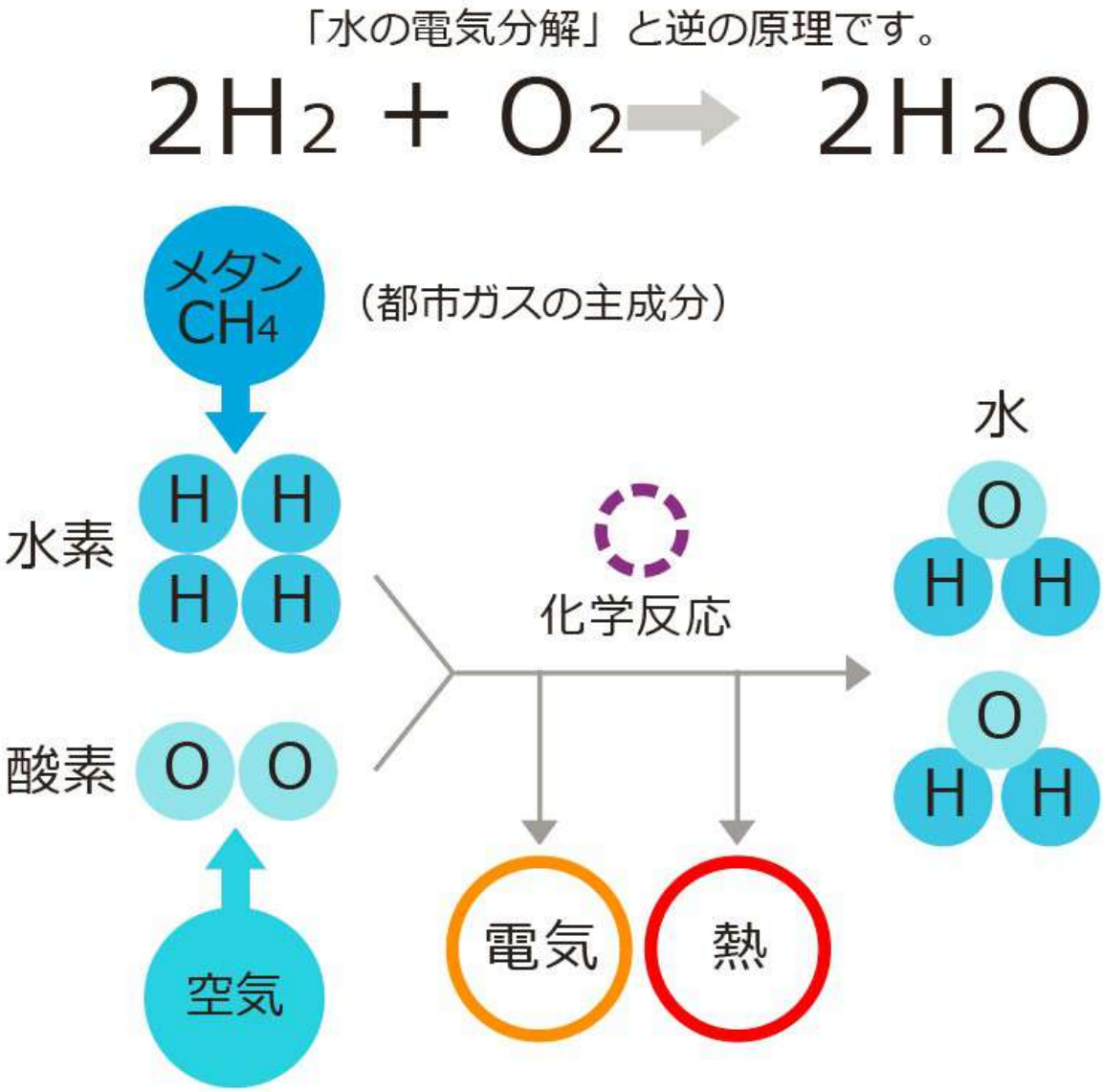
水素は、CO2を排出しない次世代のエネルギーとして期待されています。水素が広く活用される「水素社会」を構築するカギのひとつとなるのが、水素を使って電気や熱をつくることができるシステム「燃料電池」です。今回は、身近にある燃料電池としてすっかりおなじみとなった「エネファーム」などの定置用燃料電池を事例に、燃料電池が電気や熱をつくるしくみをあらためてご紹介するとともに、燃料電池が「カーボンニュートラル」にどのように貢献できるのかを見ていきましょう。

「燃料電池」って何？

「燃料電池」とはそもそも何なのでしょうか？あらためておさらいしてみましょう。

「電池」というと、“電気をためている装置”というイメージがあるかと思いますが、燃料電池は、それらとは大きく違うものです。

燃料となるのは、水素と酸素です。みなさんも、理科の実験で、水に電気を流すことで水素と酸素に分解する「電気分解」を学んだことがあると思いますが、燃料電池はその逆で、水素と酸素を化学反応させて水をつくり、この過程で発生する電気や熱を使います。つまり、“小さな発電所”とも言えます。



（出典）エネファームパートナーズ

燃料電池開発の歴史

日本では1970年代から、エネルギーに関する国家プロジェクトとして「サンシャイン計画」（1974～1992年）や「ムーンライト計画」（1978～1992年）、「ニューサンシャイン計画」（1993～2002年）が実施され（「【日本のエネルギー、150年の歴史④】２度のオイルショックを経て、エネルギー政策の見直しが進む」参照）、これらのプロジェクトで、燃料電池、大容量の水素製造システムや安全な輸送・貯蔵システム

の開発がおこなわれてきました。

燃料電池の用途は大きく２つあります。１つは「燃料電池自動車」、もう１つは「定置用燃料電池」です。定置用燃料電池のうち、家庭用のものは「エネファーム」と呼ばれており、日本においてもっとも普及している燃料電池の１つです。

身近にある燃料電池としておなじみになったエネファーム



エネファーム（戸建住宅での設置例）
（出典）株式会社アイシン

大きい画像で見る



エネファーム（集合住宅での設置例）
（出典）パナソニック株式会社

大きい画像で見る

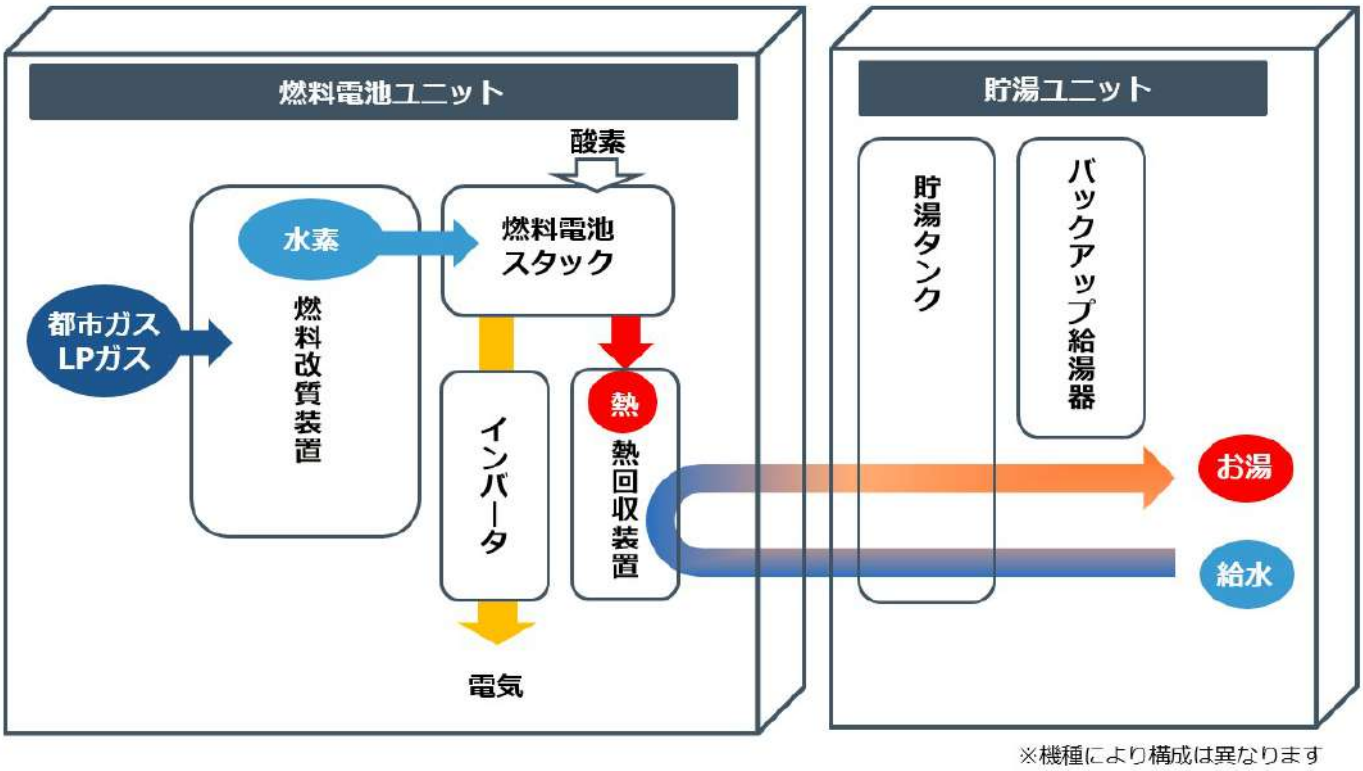
ただ、研究開発からすぐにエネファームが製品化できたわけではありません。エネファームはこれまでにない革新的な機器であるため、全国各地の気候や家庭ごとのライフサイクルに合わせて、着実に機能することを確認する必要があったのです。このため、2005年からエネファームの大規模実証がおこなわれました。実証機が首相官邸や全国各地の住宅に導入され、多くのデータが取得されました。この実証を経て、2009年には、世界に先駆けて一般発売がスタートしました。



（出典）パナソニック株式会社

スペシャルコンテンツでは、以前の記事で、「コジェネレーションシステム」の例としてエネファームをご紹介しましたが（「知っておきたいエネルギーの基礎用語～『コジェネ』でエネルギーを効率的に使う」参照）、この記事にもある通り、エネファームでは燃料電池ユニットで電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用します。

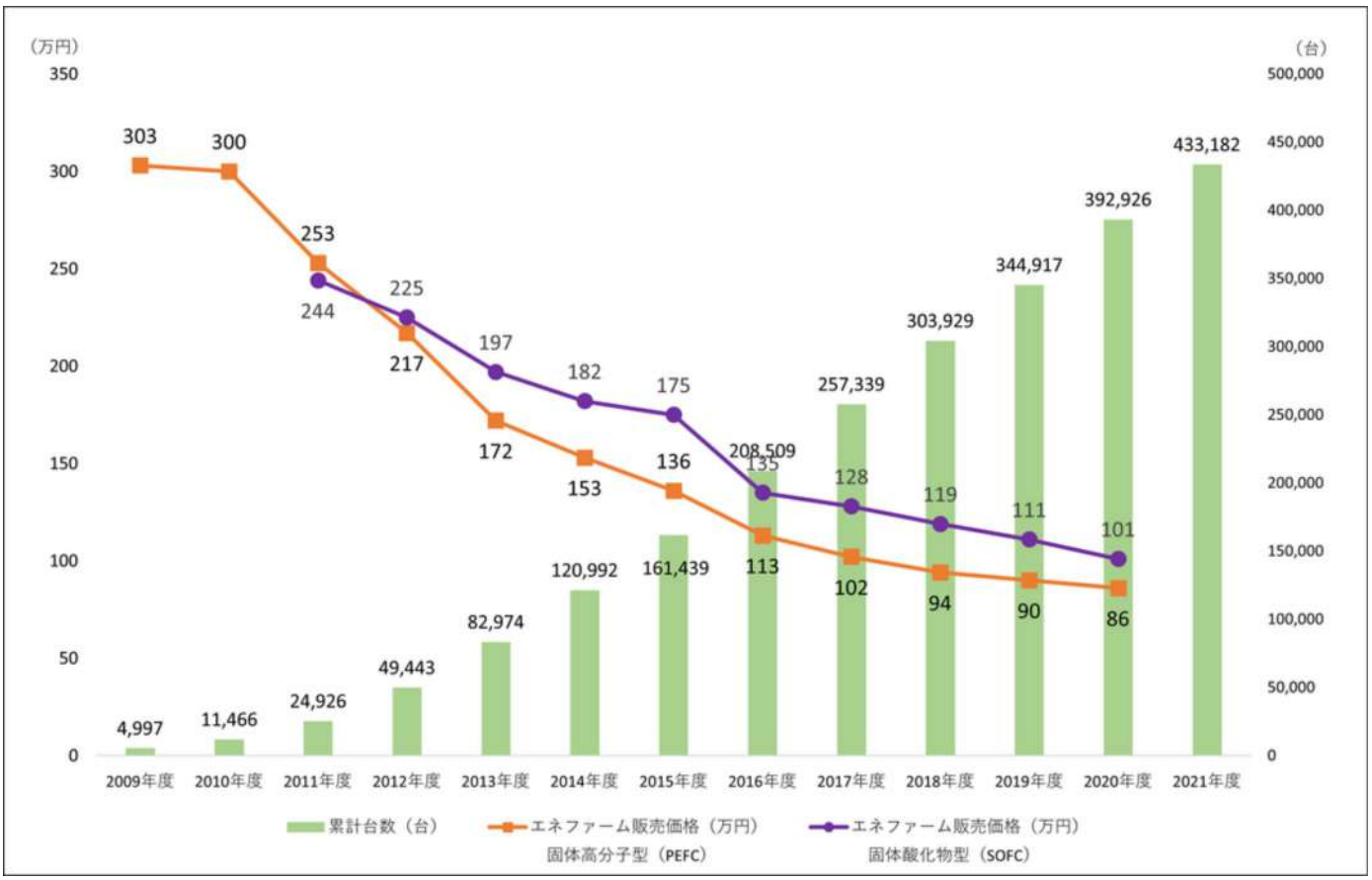
エネファームのしくみ



大きい画像で見る

エネファームの出荷台数は、2021年度末で累計43万台以上となっています。販売価格も、販売が始まった2009年は300万円超でしたが、現在では、ものにより100万円を切る水準まで低下しています。またエネファーム本体の大きさが年々小型化するなど、設置性なども向上されています。

普及台数と販売価格の推移



（出典）一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター（メーカー販売台数）、一般社団法人燃料電池普及促進協会（販売価格）のデータより、資源エネルギー庁作成

大きい画像で見る

エネファームは、日本のエネルギー政策を示した「エネルギー基本計画」（「2050年カーボンニュートラルを目指す日本の新たな『エネルギー基本計画』」参照）や、日本の水素に関する戦略を示した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（「水素社会の実現に向け、さらに具体的な取り組みを～新『水素・燃料電池戦略ロードマップ』」参照）でも、さらなる導入拡大を進めていくことが言及されており、国では引き続き支援をおこなっていくこととしています。

エネファームでカーボンニュートラルに貢献、災害時の電源・熱源としても

日本が目標としてかかげている「2050年カーボンニュートラル」。その実現のためには、私たち個々人も、エネルギーを効率的に使ったり、CO2排出量をおさえたエネルギーに置き換えたりといった取り組みを進めることが重要です。

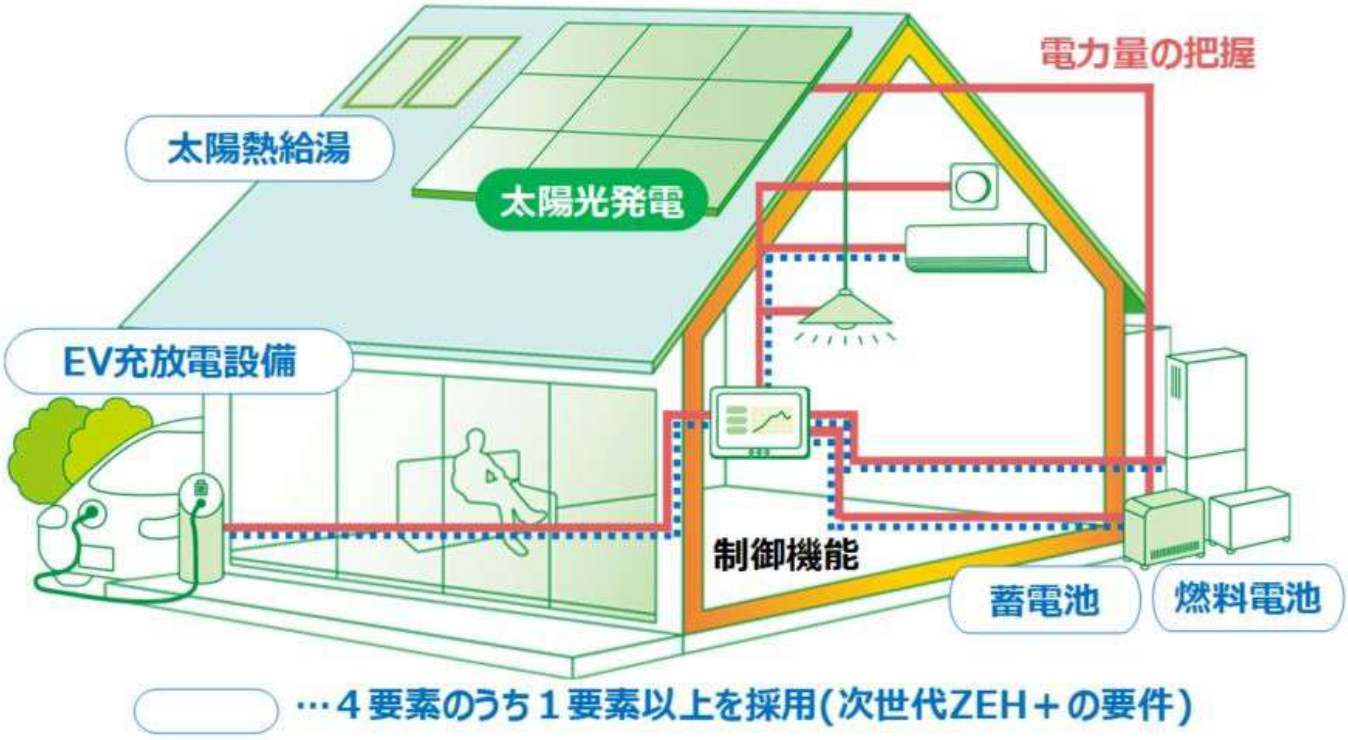
エネファームの利用は、そうした個人でできる貢献のひとつです。今はまだ水素を家庭に直接供給するサプライチェーンが確立されておりません。エネファームは家庭に供給される都市ガスやLPガスなどから水素を取り出し、酸素と化学反応させるしくみを内部に持っています。化石燃料であるガスを使うということで、本当にカーボンニュートラルに役立つの？と疑問に思う人もいるかもしれませんが、現在のエネファームの発電効率は40～55%、さらに排熱も使うことで総合エネルギー効率80～97%を誇ります。一方、火力発電所で発電した場合は、各家庭まで電気運ぶ際に発生する送電ロスも含めるとエネルギー効率は41%程度となっています。エネファームの効率の高さは大きな省エネにつながり、カーボンニュートラルにも役立つのです。

このような省エネ性にすぐれたエネファームは、「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」でも重要な役割をにないます。ZEHとは、高断熱化と高効率設備によるできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギーの量が正味（ネット）ゼロ以下となる住宅」のことです。

詳しく知りたい

知っておきたいエネルギーの基礎用語 ～新しい省エネの家「ZEH」

下の図は、省エネや再エネ自家消費などをさらに拡大することでZEHを一歩進めた「次世代ZEH+」の構成要素を示したものですが、燃料電池がその一部となっていることがわかります。次世代ZEH+には、令和４年度時点において1戸あたり100万円の補助金が支給されますが、要件を満たしたエネファームを設置した場合は定額2万円が加算されることとなっており、エネファームの利用拡大を後押ししています。



大きい画像で見る

また、最近注目されているのが、災害時のエネファームの活用です。たとえば災害が起こって停電になった時でも、ガスの供給が停止していなければ、エネファームは電気と熱の供給をつづけることが可能なのです。

エネファームの供給する電気があれば、冷蔵庫やテレビ、携帯電話の充電などが利用でき、さらに水道の供給が停止していなければ、温かいシャワーを浴びたり湯船につかることもできます。



（出典）大阪ガス株式会社

大きい画像で見る

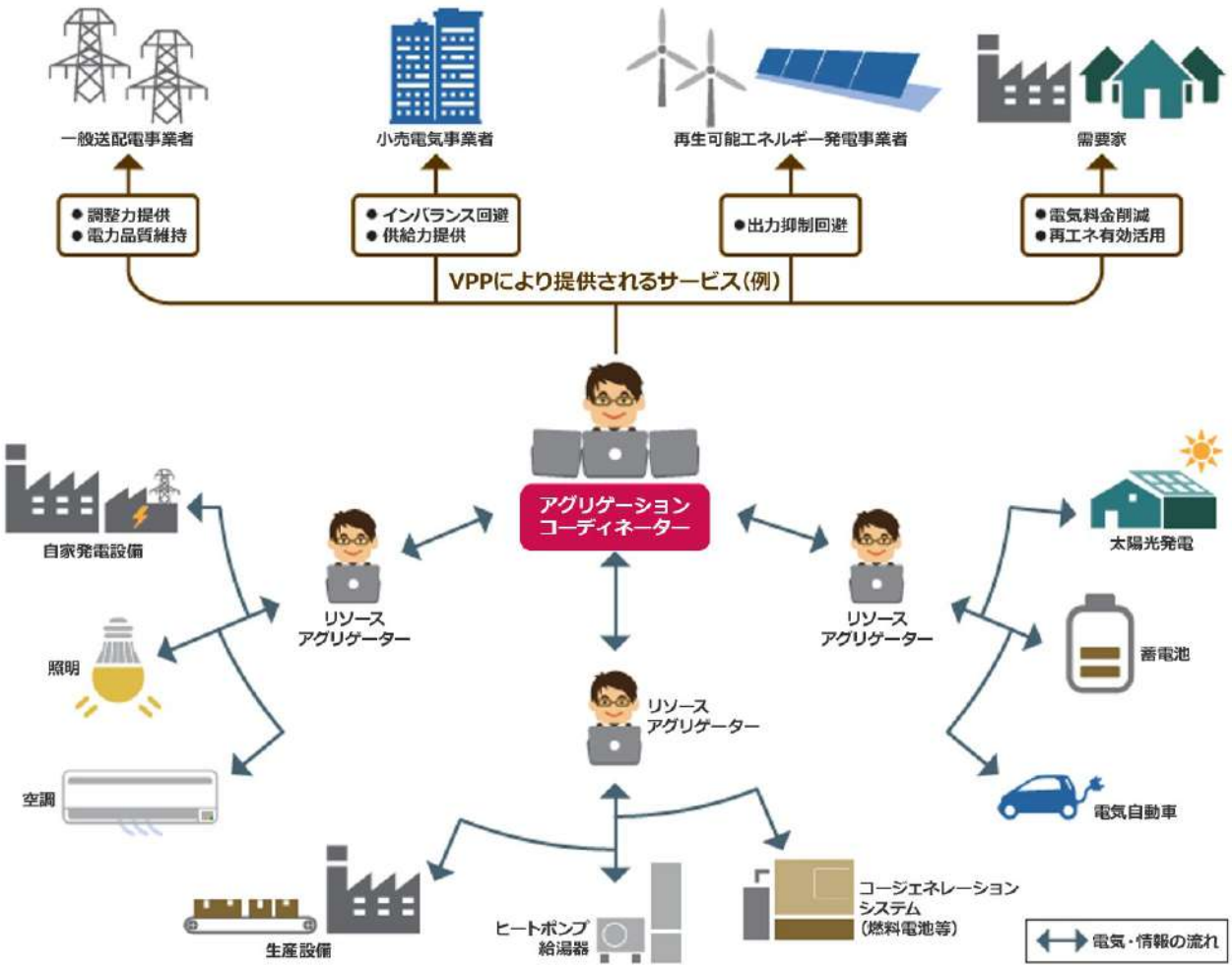
実際、2018年9月に起こった台風21号による関西エリアの停電や、2019年9月に起こった台風15号による千葉県内の停電でも、エネファームの電気を使うことができて助かったという声がありました。

燃料電池＝エネルギーリソースのひとつとして、エネルギー需給調整への活用も

省エネにも災害への備えにも役立つエネファームですが、さらに将来的には、現在検討が進められている「バーチャルパワープラント（VPP）」でも活用することが考えられています。

VPPとは、エネファームや太陽光発電のような、あちこちに分散しているエネルギーリソースをたばねて遠隔でコントロールし、仮想（バーチャル）の発電所のような機能を果たそうとするものです。電力が不足している時には、燃料電池の発電量を増やしたり、逆に電力が余りそうな時には発電量を減らして、電線から供給されている電気を使ったりといった制御をおこないます。これにより、電力の需要と供給のバランス調整に役立てることが考えられています。

VPPのイメージ



大きい画像で見る

詳しく知りたい

これからは発電所もバーチャルになる！？

実際、令和2年度（2020年度）に行われたVPP実証実験（「令和2年度　バーチャルパワープラント構築実証事業」）では、家庭のエネファーム約1,600台がエネルギーリソースとして束ねられました。

個人の家庭でエネルギーを効率的に使うことに役立つだけでなく、電力系統全体のバランス調整にも役立つことのできるエネファームは、カーボンニュートラルな未来のエネルギー網に欠かせない機器のひとつであることは間違いありません。

こうしたメリットへの理解を広げ、エネファームの利用をさらに拡大していくことが求められています。後編では、業務・産業用燃料電池の現状や、水素を直接利用する新しいタイプの燃料電池についてご紹介しましょう。

お問合せ先

記事内容について

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課

スペシャルコンテンツについて

長官官房 総務課 調査広報室

2022年度 第1回業務委員会 資料№10-2

2022年4月22日
コージェネ財団　燃料電池室

2022年度　研修会スケジュール一覧表　（確定）

●営業関連

※参加費が２段で掲載されている場合は、上段：会員・下段：非会員の参加費用となります。会員企業の販売委託先（販売店等）は会員価格となります。

NO	講座名	内容等	日数	対　象	講　師	研修レベル			日　程			定員	参加費※ 税込/人	開催地	会　場	備　考
						初級	中級	上級	開催日	募集開始	募集締切					
1	[営業基礎] 商品基礎知識（eラーニング）	エネファームの基礎知識・関連情報 PEFC・SOFCの最新機器の情報	1H～ 2H	新入社員、新EF担当 接点業務担当	－	●			4月～通年	通年	通年	－	無料	Web	―	財団HPにて実施
2	[営業基礎] エネファーム提案力基礎研修 NEW	はじめてエネファーム販売を行う担当者向けの研修。	PM	新入社員、新EF担当 接点業務担当	関西ビジネスイン フォメーション㈱様	●			06/27(月)	05/23(月)	06/17(金)	20	11,000円/人 22,000円/人	Web	―	
3	[既築営業強化] 黒田式エネファーム既築販売研修会 （実開催 or 実開催＋ライブ配信）	大阪会場 PEFC「新・基本編」実開催＆ライブ配信 募集中	1	営業担当 販売企画担当	東京ガス横浜中央 エネルギー㈱様 （黒田宏記様）	●	●		05/20(金)	04/04(月)	05/12(木)	30	実開催 11,000円/人 22,000円/人 ライブ配信 33,000円/社 66,000円/社	大阪	岩谷産業会議室	ライブ配信は「見るだけの受講」であり、講師との対話、録画はできません。
		札幌会場 PEFC「エネルギー＆リプレイス編」実開催＆ライブ配信 募集中	1						05/27(金)	04/15(金)	05/19(木)	20		札幌	北海道ガス会議室	
		松山会場 SOFC「リプレイス編」実開催＆ライブ配信	1				●	●	06/17(金)	05/02(月)	06/09(木)	40		松山	四国ガス会議室	
		福岡会場 SOFC「リプレイス編」実開催のみ	1						07/29(金)	06/15(水)	07/21(木)	24		福岡	西部ガスヒナタホール	
		豊川会場 SOFC「新・基本編」実開催＆ライブ配信	1			●	●		09/14(水)	08/01(月)	09/06(火)	20		豊川	サーラプラザ豊川 グリーンホール	
		豊川会場 SOFC「エネルギー編」実開催＆ライブ配信	1				●	●	09/15(木)	08/01(月)	09/06(火)	20				
		豊川会場 SOFC「リプレイス編」実開催＆ライブ配信	1						09/16(金)	08/01(月)	09/06(火)	20				
4	[提案強化] アプローチブックを活用した提案営業研修	顧客接点時に商材紹介へつなげるための研修。 ※全2回、Web受講のみ（1回だけの参加は不可）	PM ×２	営業担当	関西ビジネスイン フォメーション㈱様	●	●		12/06(火) 12/20(火)	11/01(火)	11/28(月)	20	16,500円/人 33,000円/人	Web	―	グループディスカッションや質疑の可能な双方向の研修
5	[アフターサポート] アフターフォロー研修	エネファームご購入後のお客さま満足度向上を図るべく、 アフター―フォローの具体的な手法を学ぶ。※Web受講のみ	PM	営業担当、アフター サービス担当	東京ガスコミュニ ケーションズ㈱様		●		09/30(金)	08/25(木)	09/22(木)	25	11,000円/人 22,000円/人	Web	―	グループディスカッションや質疑の可能な双方向の研修
6	[新築営業強化] サブユーザーを攻略する営業研修	攻め口を明確化し、成果につながるサブユーザー営業手法を 習得する。※Web受講のみ 受付終	PM	新築担当 販売企画担当	関西ビジネスイン フォメーション㈱様	●			04/27(水)	03/23(水)	04/19(火)	30	11,000円/人 22,000円/人	Web	―	グループディスカッションや質疑の可能な双方向の研修
									10/26(水)	09/21(水)	10/18(火)					
7	[新築営業強化] ZEH等住宅の省エネルギー化基礎知識研修 NEW	サブユーザー営業で必要となるZEH知識を一級建築士が解説。 専門用語を理解し、営業を推進できるようになる事を目指す。	PM 90分	新築担当 販売企画担当	関西ビジネスイン フォメーション㈱様		●		06/06(月) 13:00～14:30	05/02(月)	05/27(金)	20	11,000円/人 22,000円/人	Web	―	
8	[情報共有] 事例発表会	エネファーム販売に関する成功事例など DVD+YouTube配信	PM	全員	会員各社	―			9月 予定	－	－	－	－	－	東京ガス会議室 （予定）	

●技術関連（会員向け）

NO	講座名	内容等	日数	対　象	講　師	研修レベル			日　程			定員	参加費 税込/人	開催地	会　場	備　考
						初級	中級	上級	開催日	募集開始	募集締切					
1	エネファーム商品知識研修	パナソニック機（※アイシン機、京セラ機の説明も含む）	1	新EF担当、営業担当 接点業務担当	東京ガス㈱様	●			07/22(金)	06/08(水)	07/08(金)	6	22,000円/人	神奈川 鶴見	東京ガス 人材育成センター	
			1						11/21(月)	10/07(金)	11/07(月)	6				
2	パナソニック製エネファーム施工講習	パナソニック機 募集中	1	新EF担当 設置施工担当	東京ガス㈱様	●			05/24(火)	04/15(金)	05/10(火)	6	22,000円/人	神奈川 鶴見	東京ガス 人材育成センター	
			1						06/10(金)	04/27(水)	05/27(金)	6				
3	パナソニック製エネファーム商品知識 ＆施工講習（系統連系の概要も含む）	パナソニック様による商品知識＆施工講習 （系統連系の概要も含む） 募集中	PM	新EF担当 設置施工担当	パナソニック㈱様	●			05/18(水)	04/15(金)	05/11(水)	100	無　料	Web	―	
4	アイシン製エネファーム商品知識 ＆施工講習	アイシン機　WEB研修で開催	PM	新EF担当 設置施工担当	大阪ガス㈱様	●			06/24(金)	05/11(水)	06/17(金)	100	無　料	Web	―	
			PM						11/14(月)	10/03(月)	11/07(月)	100				
5	エネファーム系統連系知識（基礎）	系統連系基礎知識 募集中	PM	新EF担当 設置施工担当	東京ガス㈱様		●		06/03(金)	04/22(金)	05/20(金)	6	16,500円/人	神奈川 鶴見	東京ガス 人材育成センター	
6	メーカー工場見学	パナソニック工場見学（草津）	PM	全員	パナソニック㈱様	―			調整中			20	無　料	滋賀	パナソニック 草津工場	
			PM									20				
		アイシン工場見学（安城）	PM	全員	㈱アイシン様	―			調整中			20	無　料	愛知	アイシン 本社・安城工場	
			PM									20				

●個社対応

受講者募集・会場提供・準備（資料印刷・設備等の準備を含む）などは各事業者さまにてご対応頂きます。参加者は何名でも大丈夫です。

※上段：会員・下段：非会員の費用となります。

NO	講座名	内容等	日数	対　象	講　師	研修レベル			日　程			定員	費用※ 税込/１回	開催地	会　場	備　考
						初級	中級	上級	開催日	募集開始	募集締切					
1	光熱費シミュレーションソフト 使い方研修（Web）	光熱費シミュレーションソフトの使用方法を製作者が解説 ～はじめて使う人から高度な使用方法まで詳しく解説～	2H	全員 （初級者～上級者）	㈱KRI様	●	●	●	個別に相談 願います	通年	通年	-	33,000円/社	各社	各社	都度開催 財団にご連絡ください。

2022年度
第1回業務委員会
資料№11-1

2022/

ENEOSグローブ株式会社

事業用原料の需給・価格動向について（海外マーケット動向）

1.当面の原油動向

ＮＹＭＥＸＷＴＩは下落。３月の米個人消費支出価格指数の前月比の伸びが２００５年以来の水準となったこと、上海でのロックダウン長期化で中国の新型コロナウイルスを巡る不安定な状況が継続していることで、米・中景気減速によるエネルギー需要見通しへの警戒感が意識されたこと、米長期金利の高止まりによるドル高が続き、原油先物価格に割高感が継続していることなどで、原油価格は下落。一方で、ＯＰＥＣプラスが５日、現行の緩やかな増産ペースを６月も維持することで合意したこと、ウクライナでの戦争が３か月目に入り、ＥＵによるロシア産原油の禁輸についてドイツは反対しない姿勢を示唆していること等は、上昇要因となっている。

【原油価格の推移】

($/BBL)	12月	1月	2月	3月	4月	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/9	4月対比
WTI	71.7	83.0	91.6	108.3	91.6	105.2	102.4	107.8	108.3	109.8	103.1	(+18.1)
BRENT	74.8	85.6	94.1	112.5	94.1	107.6	105.0	110.1	110.9	112.4	105.9	(+11.8)
OMAN	73.2	83.6	91.9	111.0	91.9	100.9	101.7	104.5	106.6	107.9	107.9	(+16.0)

2.ＬＰＧ（ＣＰ）の動向

６月ＣＰは、Ｐ：＄８００、Ｂ：＄８１０。
アジアでの冬季需要の減退、新型コロナウイルス影響による中国でのロックダウンや石化需要減によるPDH稼働減、供給面では中東・米国ともに供給が潤沢だったことが相場を押し下げた。ブタンは、ナフサ対比で継続的に割安なことからブタンに対する石化需要が相場を下支えし、プロパン/ブタン価格差は$10ドルのブタン高となった。また、一部の産ガス会社が、協調減産の段階的な緩和に伴い、スポット販売余力が拡大している模様。ＫＰＣは、欧トレーダーに対し、ターム数量に１カーゴ追加で供給する見込み。ＱＰも６月積みアクセプタンスを通達、ノミネーションが６月前半に偏ったためか、数日の遅れが発生した模様。一方、６月前半積カーゴについては、買い気が膨らんでいる。足元原油価格下落に伴い、ＣＰスワップ市況は前週比下落。

【スポット市況】

＄／トン

		4月平均	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/9	4月対比
ＣＦＲ日本	P	850	827	NA	NA	NA	828	821	(▲28)
	B	867	837	NA	NA	NA	838	831	(▲36)
米国	P	674	642	NA	658	662	661	646	(▲28)
	B	705	720	NA	719	707	704	685	(▲20)
＝参考＝									
極東ナフサ	$/トン	903	NA	NA	901	897	910	932	(+30)
タンカー(中東-日本)	$/トン	67.9	NA	67.9	67.1	66.0	65.7	67.4	(▲0.5)

【ＬＰＧ価格推移（ＣＰ）】

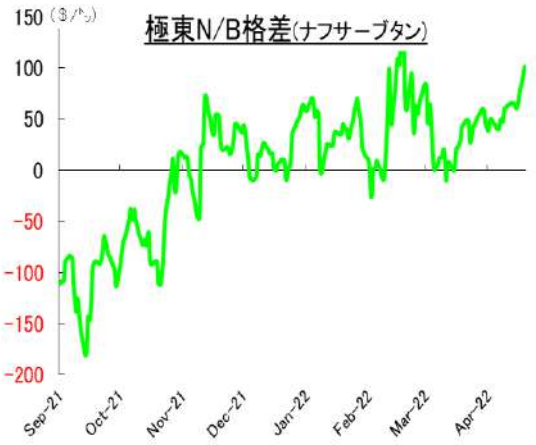
＄／トン

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロパン	2020FY	230	340	350	360	365	365	375	430	450	550	605	625
	（ＡＬ等価比）	75%	219%	172%	125%	102%	98%	108%	130%	127%	136%	134%	123%
	2021FY	560	495	530	620	660	665	800	870	795	740	775	895
	（ＡＬ等価比）	104%	94%	95%	103%	108%	112%	129%	127%	119%	120%	108%	116%
	2022FY	940	850										
	（ＡＬ等価比）	101%	101%										
ブタン	2020FY	240	340	330	340	345	355	385	440	460	530	585	595
	（ＡＬ等価比）	80%	222%	165%	120%	98%	97%	111%	135%	132%	133%	131%	119%
	2021FY	530	475	525	620	655	665	795	830	750	710	775	920
	（ＡＬ等価比）	100%	91%	95%	105%	108%	114%	130%	123%	114%	117%	110%	121%
	2022FY	960	860										
	（ＡＬ等価比）	104%	104%										

3.ＬＰＧフレート動向

4月上旬は、中東積みのスポット需要はあまり聞かれなかったものの、3月中旬のインドでのスポット需要増加に伴うフレート上昇後のレートが維持される形となった。一方、米国積みでは、4月中旬から下旬にかけて米国プロパン在庫の積み上がりに伴う米国積み採算の良化、また船腹需給の逼迫感あり、米国フレートが急上昇。米国フレートの上昇に引っ張られる形で中東レートも4月後半にかけて更に一段階上昇。用船需要は弱く、市況は軟調であったが、足元、需要増加観測が浮上し、先週比ほぼ変わらず。

【ナフサ／ブタン格差】



【タンカー市況】



ピンク（左軸）：フレート

紺（右軸）：バンカー（適合油）

2022年度
第1回業務委員会
資料№11-2

原 料 価 格 推 移 表

年・月	プロパン価格(円) 10㎥ 小売価格	プロパン価格(円) 10kg 卸売価格	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 円／ﾄﾝ	CIF価格(速報・プロパン) 為替レート 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 為替レート 円／ﾄﾞﾙ	FOB価格(CP・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) 対前月比	FOB価格(CP・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) プロパン	FOB価格(CP・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) 対前月比	FOB価格(CP・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) ブタン	FOB価格(MB・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) 対前月比	FOB価格(MB・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) プロパン	FOB価格(MB・ﾄﾞﾙ/ﾄﾝ) 対CP
2020年1月			+4,365	54,926	+0.14	110.38	+125	565	+135	590	−21	258	−307
(R 2年)2月	7,890	1,230	−1,332	53,594	+0.60	110.98	−60	505	−45	545	−50	208	−297
3月			−7,771	45,823	−2.57	108.41	−75	430	−65	480	−4	204	−226
4月	7,893	1,155	−8,762	37,061	+0.55	108.96	−200	230	−240	240	−36	168	−62
5月			−1,937	35,124	−0.61	108.35	+110	340	+100	340	0	168	−172
6月	7,845	1,077	+411	35,535	+0.20	108.55	+10	350	−10	330	+44	212	−138
7月			+2,832	38,367	−0.71	107.84	+10	360	+10	340	+44	256	−104
8月	7,846	1,108	+1,382	39,749	−0.79	107.05	+5	365	+5	345	+2	258	−107
9月			−191	39,558	−0.29	106.76	0	365	+10	355	+13	271	−94
10月	7,836	1,107	+936	40,494	−0.49	106.27	+10	375	+25	380	−14	257	−118
11月			+3,982	44,476	−0.86	105.41	+55	430	+60	440	+13	270	−160
12月	7,844	1,165	+3,020	47,496	−0.57	104.84	+20	450	+20	460	+15	285	−165
2021年1月			+9,222	56,718	−0.15	104.69	+100	550	+70	530	+50	335	−215
(R 3年)2月	7,876	1,301	+4,741	61,459	+1.68	106.37	+55	605	+55	585	+117	452	−153
3月			+4,432	65,891	+3.26	109.63	+20	625	+10	595	+15	467	−158
4月	7,941	1,355	+191	66,082	+0.51	110.14	−65	560	−65	530	+13	480	−80
5月			−3,451	62,631	+0.06	110.20	−65	495	−55	475	−44	436	−59
6月	7,952	1,319	+214	62,845	+0.93	111.13	+35	530	+50	525	−9	427	−103
7月			+6,221	69,066	+0.18	111.31	+90	620	+95	620	+77	504	−116
8月	7,982	1,412	+5,190	74,256	−0.46	110.85	+40	660	+35	655	+63	567	−93
9月			+1,991	76,247	+0.32	111.17	+5	665	+10	665	+10	577	−88
10月	8,099	1,520	+11,129	87,376	+2.94	114.11	+135	800	+130	795	+96	673	−127
11月			+9,668	97,044	+1.03	115.14	+70	870	+35	830	+80	753	−117
12月	8,323	1,660	−5,414	91,630	−0.26	114.88	−75	795	−40	790	−97	656	−139
2022年1月			−3,075	88,555	+0.97	115.85	−55	740	−80	710	−119	537	−203
(R 4年)2月	8,436	1,612	+159	88,714	+0.37	116.22	+35	775	+65	775	+69	606	−169
3月			+10,069	98,783	+3.31	119.53	+120	895	+145	920	+72	678	−217
4月							+45	940	+40	960	+64	742	−198
5月													
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

（注） 1．小売価格は、「経済産業省モニター調査」の全国平均値である。平成15年10月以降は、隔月発表の石油情報センターの資料による。
2．卸売り価格は、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターの資料による。(H3．9以降隔月調査に変更)
3．「CIF価格」は、財務省貿易統計の速報値である。

2022/4/27

一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　業務部

〔CIF価格〕

財務省貿易統計

※基準平均原料価格は平成21年4月以降に認可申請又は届出された地点群に適用される値です。

	CIF速報			CIF確報			基準平均原料価格				上限バンド
	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	参照期間			(円/t)	(円/t)
2019年6月	667,144	34,954,409	52,394	667,144	35,002,987	52,467	2019年1月	～	2019年3月	52,330	83,730
2019年7月	642,613	31,270,323	48,661	642,613	31,241,640	48,617	2019年2月	～	2019年4月	53,530	85,650
2019年8月	805,715	34,520,953	42,845	805,715	34,199,176	42,446	2019年3月	～	2019年5月	56,750	90,800
2019年9月	648,327	26,418,967	40,749	648,327	26,482,209	40,847	2019年4月	～	2019年6月	56,080	89,730
2019年10月	504,471	21,860,464	43,333	504,471	21,882,916	43,378	2019年5月	～	2019年7月	53,490	85,580
2019年11月	643,665	29,276,311	45,484	643,665	29,403,202	45,681	2019年6月	～	2019年8月	47,630	76,210
2019年12月	915,786	46,303,417	50,561	915,786	46,303,417	50,561	2019年7月	～	2019年9月	43,810	70,100
2020年1月	804,917	44,210,823	54,926	804,917	43,133,656	53,588	2019年8月	～	2019年10月	42,150	67,440
2020年2月	834,043	44,700,011	53,594	834,043	44,742,153	53,645	2019年9月	～	2019年11月	43,220	69,150
2020年3月	861,995	39,499,481	45,823	861,995	38,188,165	44,302	2019年10月	～	2019年12月	47,280	75,650
2020年4月	755,695	28,006,898	37,061	755,695	28,185,143	37,297	2019年11月	～	2020年1月	50,720	81,150
2020年5月	801,921	28,166,279	35,124	801,921	28,290,998	35,279	2019年12月	～	2020年2月	52,510	84,020
2020年6月	503,136	17,878,931	35,535	503,136	17,855,643	35,489	2020年1月	～	2020年3月	50,930	81,490
2020年7月	754,202	28,936,295	38,367	754,202	29,053,010	38,522	2020年2月	～	2020年4月	45,250	72,400
2020年8月	497,940	19,792,485	39,749	497,940	19,797,399	39,759	2020年3月	～	2020年5月	39,070	62,510
2020年9月	615,671	24,354,838	39,558	615,671	24,475,331	39,754	2020年4月	～	2020年6月	36,080	57,730
2020年10月	579,920	23,483,056	40,494	579,920	24,236,525	41,793	2020年5月	～	2020年7月	36,460	58,340
2020年11月	566,010	25,173,811	44,476	566,010	25,252,153	44,614	2020年6月	～	2020年8月	38,000	60,800
2020年12月	723,614	34,368,680	47,496	723,614	34,368,680	47,496	2020年7月	～	2020年9月	39,190	62,700
2021年1月	974,126	55,250,749	56,718	974,126	54,658,647	56,110	2020年8月	～	2020年10月	40,010	64,020
2021年2月	956,586	58,790,558	61,459	956,586	59,304,245	61,996	2020年9月	～	2020年11月	41,940	67,100
2021年3月	900,142	59,311,489	65,891	900,142	59,236,948	65,808	2020年10月	～	2020年12月	44,850	71,760
2021年4月	715,436	47,277,698	66,082	715,436	46,797,591	65,411	2020年11月	～	2021年1月	50,740	81,180
2021年5月	666,873	41,766,713	62,631	666,873	41,883,947	62,806	2020年12月	～	2021年2月	55,690	89,100
2021年6月	636,436	39,997,059	62,845	636,436	40,061,154	62,946	2021年1月	～	2021年3月	61,210	97,940
2021年7月	519,476	35,878,161	69,066	519,476	35,825,787	68,965	2021年2月	～	2021年4月	64,470	103,150
2021年8月	534,179	39,666,139	74,256	534,179	39,636,686	74,201	2021年3月	～	2021年5月	64,760	103,620
2021年9月	633,069	48,269,673	76,247	633,069	48,978,098	77,366	2021年4月	～	2021年6月	63,740	101,980
2021年10月	695,530	60,772,692	87,376	695,530	61,236,067	88,042	2021年5月	～	2021年7月	64,640	103,420
2021年11月	781,805	75,869,727	97,044	781,805	75,477,054	96,542	2021年6月	～	2021年8月	68,370	109,390
2021年12月	802,992	73,578,270	91,630	802,992	73,578,270	91,630	2021年7月	～	2021年9月	73,360	117,380
2022年1月	873,416	77,345,509	88,555	873,416	77,512,700	88,747	2021年8月	～	2021年10月	80,200	128,320
2022年2月	888,946	78,862,166	88,714	888,946	79,200,115	89,094	2021年9月	～	2021年11月	88,170	141,070
2022年3月	982,993	97,102,956	98,783				2021年10月	～	2021年12月	92,220	147,550
2022年4月							2021年11月	～	2022年1月	92,100	147,360
2022年5月							2021年12月	～	2022年2月	89,640	143,420
2022年6月							2022年1月	～	2022年3月	92,450	147,920
2022年7月							2022年2月	～	2022年4月		

2022年度
第1回業務委員会
参考資料№13-1

2022年2月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	341	342	▲ 1	▲0.3%	141,026	141,049	▲ 23	▲0.0%	98,800	99,281	▲ 481	▲0.5%	82,291	83,347	▲ 1,056	▲1.3%	80,937	81,951	▲ 1,014	▲1.2%
東北	598	601	▲ 3	▲0.5%	153,727	154,939	▲ 1,212	▲0.8%	113,897	114,536	▲ 639	▲0.6%	93,097	94,523	▲ 1,426	▲1.5%	91,798	93,220	▲ 1,422	▲1.5%
関東	2,054	2,069	▲ 15	▲0.7%	520,683	522,892	▲ 2,209	▲0.4%	378,272	381,084	▲ 2,812	▲0.7%	323,010	326,206	▲ 3,196	▲1.0%	319,923	323,097	▲ 3,174	▲1.0%
中部	649	649	0	0.0%	174,218	174,252	▲ 34	▲0.0%	127,525	128,023	▲ 498	▲0.4%	107,709	107,914	▲ 205	▲0.2%	107,094	107,294	▲ 200	▲0.2%
北陸	275	280	▲ 5	▲1.8%	58,702	59,148	▲ 446	▲0.8%	38,387	38,899	▲ 512	▲1.3%	28,616	28,946	▲ 330	▲1.1%	28,369	28,669	▲ 300	▲1.0%
近畿	997	1,001	▲ 4	▲0.4%	214,963	216,753	▲ 1,790	▲0.8%	153,648	155,309	▲ 1,661	▲1.1%	120,410	121,839	▲ 1,429	▲1.2%	119,626	121,046	▲ 1,420	▲1.2%
中国	600	604	▲ 4	▲0.7%	138,645	139,632	▲ 987	▲0.7%	94,383	95,380	▲ 997	▲1.0%	75,983	77,135	▲ 1,152	▲1.5%	75,529	76,667	▲ 1,138	▲1.5%
四国	350	350	0	0.0%	71,692	71,665	27	0.0%	56,888	57,040	▲ 152	▲0.3%	42,955	43,378	▲ 423	▲1.0%	42,858	43,280	▲ 422	▲1.0%
九州	1,180	1,174	6	0.5%	303,559	302,868	691	0.2%	229,349	229,541	▲ 192	▲0.1%	192,106	193,684	▲ 1,578	▲0.8%	191,051	192,639	▲ 1,588	▲0.8%
沖縄	200	193	7	3.6%	34,045	33,199	846	2.5%	33,404	32,569	835	2.6%	29,623	29,295	328	1.1%	29,601	29,274	327	1.1%
全国	7,244	7,263	▲ 19	▲0.3%	1,811,260	1,816,397	▲ 5,137	▲0.3%	1,324,553	1,331,662	▲ 7,109	▲0.5%	1,095,800	1,106,267	▲ 10,467	▲0.9%	1,086,786	1,097,137	▲ 10,351	▲0.9%

※新規地点群　地点群…　　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	975,403	219,474	1,194,877	994,279	232,973	1,227,252	▲ 18,876	▲1.9%	▲ 13,499	▲5.8%	▲ 32,375	▲2.6%	12.1	12.1	0.0	0.0%
東北	1,218,822	210,944	1,429,766	1,262,351	197,730	1,460,081	▲ 43,529	▲3.4%	13,214	6.7%	▲ 30,315	▲2.1%	13.3	13.5	▲ 0.2	▲1.5%
関東	5,554,585	400,441	5,955,026	5,585,389	342,970	5,928,359	▲ 30,804	▲0.6%	57,471	16.8%	26,667	0.4%	17.4	17.3	0.1	0.6%
中部	1,890,362	86,707	1,977,069	1,856,793	73,910	1,930,703	33,569	1.8%	12,797	17.3%	46,366	2.4%	17.7	17.3	0.4	2.3%
北陸	355,598	35,444	391,042	376,635	36,334	412,969	▲ 21,037	▲5.6%	▲ 890	▲2.4%	▲ 21,927	▲5.3%	12.5	13.1	▲ 0.6	▲4.6%
近畿	1,840,645	74,719	1,915,364	1,839,687	68,146	1,907,833	958	0.1%	6,573	9.6%	7,531	0.4%	15.4	15.2	0.2	1.3%
中国	1,164,630	50,836	1,215,466	1,168,470	50,444	1,218,914	▲ 3,840	▲0.3%	392	0.8%	▲ 3,448	▲0.3%	15.4	15.2	0.2	1.3%
四国	572,526	7,815	580,341	571,689	6,982	578,671	837	0.1%	833	11.9%	1,670	0.3%	13.4	13.2	0.2	1.5%
九州	2,626,329	100,585	2,726,914	2,587,098	96,941	2,684,039	39,231	1.5%	3,644	3.8%	42,875	1.6%	13.7	13.4	0.3	2.2%
沖縄	256,315	2,575	258,890	264,740	2,797	267,537	▲ 8,425	▲3.2%	▲ 222	▲7.9%	▲ 8,647	▲3.2%	8.7	9.0	▲ 0.3	▲3.3%
全国	16,455,215	1,189,540	17,644,755	16,507,131	1,109,227	17,616,358	▲ 51,916	▲0.3%	80,313	7.2%	28,397	0.2%	15.1	15.0	0.1	0.7%

	当月平均気温	
	出典:気象庁	前年比
札幌	−2.2	0.0℃
仙台	1.9	▲1.8℃
東京	5.2	▲3.3℃
名古屋	4.5	▲3.0℃
富山	2.3	▲2.8℃
大阪	5.5	▲3.2℃
広島	4.8	▲3.4℃
高松	5.1	▲3.4℃
福岡	6.3	▲3.9℃
那覇	17.2	▲1.3℃
全国	5.1℃	−2.6℃

参考　2022年2月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,483	26,338	145	0.6%
	商業用他	1,210	1,210	0	0.0%
	計	27,694	27,548	146	0.5%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	1,295,658	1,252,952	42,706	3.4%
	商業用他	2,984,328	2,755,206	229,122	8.3%
	計	4,279,986	4,008,158	271,827	6.8%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年2月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2021年度累計（4月-2022.2月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課 簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2021年度累計(4月-2022.2月)	前年同期	増減	前年比(%)	2021年度累計(4月-2022.2月)	前年同期	増減	前年比(%)	2021年度累計(4月-2022.2月)	前年同期	増減	前年比(%)	2021年度累計(4月-2022.2月)	前年同期	増減	前年比(%)	2021年度累計(4月-2022.2月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	3,752	3,769	▲ 17	▲0.5%	1,551,033	1,552,480	▲ 1,447	▲0.1%	1,088,007	1,093,533	▲ 5,526	▲0.5%	909,533	919,591	▲ 10,058	▲1.1%	894,746	904,314	▲ 9,568	▲ 1.1%
東北	6,598	6,645	▲ 47	▲0.7%	1,698,768	1,708,092	▲ 9,324	▲0.5%	1,256,543	1,262,233	▲ 5,690	▲0.5%	1,032,153	1,045,529	▲ 13,376	▲1.3%	1,017,905	1,031,131	▲ 13,226	▲ 1.3%
関東	22,659	22,851	▲ 192	▲0.8%	5,739,806	5,773,977	▲ 34,171	▲0.6%	4,172,036	4,207,956	▲ 35,920	▲0.9%	3,565,763	3,608,415	▲ 42,652	▲1.2%	3,531,911	3,574,463	▲ 42,552	▲ 1.2%
中部	7,140	7,129	11	0.2%	1,915,365	1,915,378	▲ 13	▲0.0%	1,404,372	1,408,794	▲ 4,422	▲0.3%	1,184,205	1,189,430	▲ 5,225	▲0.4%	1,177,400	1,182,544	▲ 5,144	▲ 0.4%
北陸	3,068	3,080	▲ 12	▲0.4%	649,505	649,560	▲ 55	▲0.0%	425,294	428,295	▲ 3,001	▲0.7%	317,755	320,119	▲ 2,364	▲0.7%	314,809	317,068	▲ 2,259	▲ 0.7%
近畿	10,981	11,042	▲ 61	▲0.6%	2,370,555	2,392,380	▲ 21,825	▲0.9%	1,699,713	1,713,904	▲ 14,191	▲0.8%	1,330,240	1,348,489	▲ 18,249	▲1.4%	1,321,621	1,339,794	▲ 18,173	▲ 1.4%
中国	6,623	6,683	▲ 60	▲0.9%	1,531,894	1,544,231	▲ 12,337	▲0.8%	1,042,092	1,054,418	▲ 12,326	▲1.2%	841,017	853,195	▲ 12,178	▲1.4%	835,990	847,926	▲ 11,936	▲ 1.4%
四国	3,851	3,861	▲ 10	▲0.3%	787,984	790,166	▲ 2,182	▲0.3%	626,249	628,735	▲ 2,486	▲0.4%	474,527	479,888	▲ 5,361	▲1.1%	473,467	478,815	▲ 5,348	▲ 1.1%
九州	12,977	12,906	71	0.6%	3,336,750	3,327,907	8,843	0.3%	2,524,747	2,525,314	▲ 567	▲0.0%	2,120,978	2,137,179	▲ 16,201	▲0.8%	2,109,338	2,125,697	▲ 16,359	▲ 0.8%
沖縄	2,172	2,114	58	2.7%	371,231	363,999	7,232	2.0%	364,088	357,099	6,989	2.0%	323,785	321,320	2,465	0.8%	323,548	321,095	2,453	0.8%
全国	79,821	80,080	▲ 259	▲0.3%	19,952,891	20,018,170	▲ 65,279	▲0.3%	14,603,141	14,680,281	▲ 77,140	▲0.5%	12,099,956	12,223,155	▲ 123,199	▲1.0%	12,000,735	12,122,847	▲ 122,112	▲ 1.0%

※新規地点群 累計 地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2021年度累計(4月-2022.2月)			前年同期			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2021年度累計(4月-2022.2月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	6,514,127	1,313,116	7,827,243	6,579,630	1,333,228	7,912,858	▲ 65,503	▲1.0%	▲ 20,112	▲1.5%	▲ 85,615	▲1.1%	7.3	7.3	0.0	0.0%
東北	9,439,691	1,512,315	10,952,006	9,904,747	1,514,096	11,418,843	▲ 465,056	▲4.7%	▲ 1,781	▲0.1%	▲ 466,837	▲4.1%	9.3	9.6	▲ 0.3	▲3.1%
関東	38,283,530	2,874,016	41,157,546	39,826,443	2,704,909	42,531,352	▲ 1,542,913	▲3.9%	169,107	6.3%	▲ 1,373,806	▲3.2%	10.8	11.1	▲ 0.3	▲2.7%
中部	13,040,689	654,279	13,694,968	13,316,969	631,273	13,948,242	▲ 276,280	▲2.1%	23,006	3.6%	▲ 253,274	▲1.8%	11.1	11.3	▲ 0.2	▲1.8%
北陸	2,511,034	295,221	2,806,255	2,607,052	280,714	2,887,766	▲ 96,018	▲3.7%	14,507	5.2%	▲ 81,511	▲2.8%	8.0	8.2	▲ 0.2	▲2.4%
近畿	12,719,989	619,525	13,339,514	13,141,508	590,196	13,731,704	▲ 421,519	▲3.2%	29,329	5.0%	▲ 392,190	▲2.9%	9.6	9.8	▲ 0.2	▲2.0%
中国	8,023,772	349,593	8,373,365	8,366,168	362,929	8,729,097	▲ 342,396	▲4.1%	▲ 13,336	▲3.7%	▲ 355,732	▲4.1%	9.6	9.9	▲ 0.3	▲3.0%
四国	4,100,076	66,252	4,166,328	4,247,156	64,206	4,311,362	▲ 147,080	▲3.5%	2,046	3.2%	▲ 145,034	▲3.4%	8.7	8.9	▲ 0.2	▲2.2%
九州	18,079,003	937,739	19,016,742	18,822,598	904,660	19,727,258	▲ 743,595	▲4.0%	33,079	3.7%	▲ 710,516	▲3.6%	8.6	8.9	▲ 0.3	▲3.4%
沖縄	1,962,931	25,595	1,988,526	2,024,529	18,369	2,042,898	▲ 61,598	▲3.0%	7,226	39.3%	▲ 54,372	▲2.7%	6.1	6.3	▲ 0.2	▲3.2%
全国	114,674,842	8,647,651	123,322,493	118,836,800	8,404,580	127,241,380	▲ 4,161,958	▲3.5%	243,071	2.9%	▲ 3,918,887	▲3.1%	9.6	9.8	▲ 0.2	▲2.0%

2021年度累計(4月-2022.2月) 平均気温		
	出典:気象庁	前年比
札幌	10.9	0.5℃
仙台	14.0	0.0℃
東京	16.6	▲0.3℃
名古屋	16.9	▲0.5℃
富山	15.3	▲0.3℃
大阪	17.7	▲0.4℃
広島	17.2	▲0.2℃
高松	17.5	▲0.3℃
福岡	18.3	0.1℃
那覇	23.9	0.0℃
全国	16.8	▲0.1℃

参考 2021年度(4月－2022.2月)累計 一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当年4月－2022.2月	前年同期	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	290,826	288,983	1,843	0.6%
	商業用他	13,217	13,266	▲ 49	▲0.4%
	計	304,043	302,248	1,794	0.6%

		当年4月－2022.2月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	8,635,460	8,794,878	▲ 159,419	▲ 1.8%
	商業用他	28,388,705	26,841,231	1,547,474	5.8%
	計	37,024,164	35,636,109	1,388,055	3.9%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年度
第1回業務委員会
資料№13-2

簡易ガス事業生産動態統計の概況（令和３年）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和３年における簡易ガス事業の年間生産量（販売量）は、１３９，３４６，６６８㎥（対前年比９８．７％）で、そのうち圧縮天然ガスは、６７１，５１１㎥（対前年比１００．７％）、特定ガス大口供給量は、１，０７４，０６５㎥（対前年比９０．７％）となった。調定数メーター当たりの全国平均販売量（㎥／月）は、１０．５３㎥で、前年より０．０３㎥の減少（対前年比９９．８％）となった。経済産業局別の平均販売量（㎥／月）は、中部局（１１．９４㎥）、関東局（１１．８９㎥）、東北局（１０．９１㎥）の順となっている。

各項目の概要は次のとおりである。

（１）供給地点群数等

令和３年１２月末における供給地点群数は、７，２４７（うち圧縮天然ガスは２１）、供給地点数は１，８１２，１１０（うち圧縮天然ガスは４，０３０）となっている。前年１２月末に比べると、供給地点群数は２３地点群の減少（対前年同月比９９．７％）、供給地点数は５，９５５地点の減少（対前年同月比９９．７％）となった。そのうち圧縮天然ガスの供給地点群数は前年同月と同数、供給地点数は前年同月と同数となった。供給地点数を経済産業局別に見ると、関東局：５２１，０９３（構成比２８．８％）、九州局：３０３，１８８（構成比１６．７％）、近畿局：２１５，０９３（構成比１１．９％）の順となっており、この３局で全国の約５７．４％を占めている。

（２）需要家メーター取付数等

令和３年１２月末における需要家メーター取付数は、１，３２５，０７２個で、前年１２月末に比べると７，７５１個の減少（対前年同月比９９．４％）となった。用途別の内訳は、家庭用１，３１３，３９３個（構成比９９．１％）、商業用９，０８４個（構成比０．７％）、その他２，５９５個（構成比０．２％）となっている。調定数は１，０９７，５３４個で、前年１２月末に比べると１１，１３０個の減少（対前年同月比９９．０％）となった。

（３）生産量（販売量）

生産量（販売量）は１３９，３４６，６６８㎥で、用途別の内訳は、家庭用１２９，７７６，９６８㎥（対前年比９８．７％、構成比９３．１％）、商業用５，９１０，４９７㎥（対前年比９５．８％、構成比４．２％）、その他３，６５９，２０３㎥（対前年比１０７．１％、構成比２．６％）となっている。経済産業局別に前年比でみると北海道局（１０２．８％）、沖縄局（１００．７％）、北陸支局（１００．３％）、中部局（９９．５％）、九州局（９９．１％）、四国局（９８．８％）が全国平均（９８．７％）を上回っている。

平均販売量

時間軸コード	年	経済産業局名	生産量（販売量）対前年比	生産量（販売量）対前年比	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	令和３年	対前年比
			%	%	㎥／月	%
2021000000	2021	北海道局	102.7	102.8	9.05	103.8
2021000000	2021	東北局	97.5	97.5	10.91	98.7
2021000000	2021	関東局	97.9	97.9	11.89	99
2021000000	2021	中部局	99.7	99.5	11.94	100
2021000000	2021	北陸支局	99.5	100.3	9.17	101.1
2021000000	2021	近畿局	98.3	98.5	10.37	99.9
2021000000	2021	中国局	98.2	98.2	10.34	99.6
2021000000	2021	四国局	98.8	98.8	9.08	100
2021000000	2021	九州局	98.8	99.1	9.28	99.9
2021000000	2021	沖縄局	100.7	100.7	6.37	100.2
2021000000	2021	全　国	98.7	98.7	10.53	99.8

ガス事業生産動態統計集計表(令和3年)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	599	2,054	649	278	997	600	350	1,179	200			7,247
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,033	154,006	521,093	174,232	58,932	215,093	138,903	71,566	303,188	34,064			1,812,110
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	5,882,876	2,640	5,885,516
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	19,098,315	25,909,532	95,081,814	32,109,825	6,718,614	31,156,334	19,392,137	10,383,457	46,054,787	4,445,298	289,831,161	518,952	290,350,113
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	582,483	0	0	0	0	0	0	0			582,483
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	116,325,635	503,469	116,829,104
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	121,418	109,961	231,379
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,507,628	7,500	6,515,128
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,699	112,315	374,457	126,802	38,109	153,304	93,915	56,680	227,838	33,274			1,313,393
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,454	0	0	0	0	0	0	0			3,454
		調定数	個	81,180	92,175	320,128	107,107	28,468	119,857	75,677	42,958	191,414	29,577			1,088,541
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,987	0	0	0	0	0	0	0			2,987
	商業用	取付数	個	1,570	1,374	3,457	582	292	703	281	137	674	14			9,084
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	951	1,019	2,707	474	177	585	228	77	605	12			6,835
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	495	330	407	173	88	246	266	23	552	15			2,595
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	400	281	359	138	69	200	223	19	460	9			2,158
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,764	114,019	378,321	127,557	38,489	154,253	94,462	56,840	229,064	33,303			1,325,072
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,471	0	0	0	0	0	0	0			3,471
		調定数	個	82,531	93,475	323,194	107,719	28,714	120,642	76,128	43,054	192,479	29,598			1,097,534
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,004	0	0	0	0	0	0	0			3,004
生産量	家庭用		㎥	7,447,709	10,659,227	43,227,879	14,722,005	2,853,262	14,413,418	9,118,498	4,640,361	20,477,172	2,217,437			129,776,968
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	655,235	0	0	0	0	0	0	0			655,235
	商業用		㎥	666,173	1,076,201	2,410,551	543,428	208,606	375,006	158,367	27,934	417,887	26,344			5,910,497
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	16,276	0	0	0	0	0	0	0			16,276
	その他		㎥	887,401	586,263	712,147	164,539	121,773	300,100	236,880	42,217	605,765	2,118			3,659,203
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		㎥	9,001,283	12,321,691	46,350,577	15,429,972	3,183,641	15,088,524	9,513,745	4,710,512	21,500,824	2,245,899			139,346,668
	(うち圧縮天然)		㎥	0	0	671,511	0	0	0	0	0	0	0			671,511

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年１月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年１月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１７，５５７，９３０㎥となり、対前年同月比９６．２％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比９７．２％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２４４（対前月より３地点群減少、対前年同月比９９．７％）、１，８１１，３１１（対前月より８５９地点減少、対前年同月比９９．６％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２５，０１８個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，０９６，７６６件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３１３，３２０個、調定数は、１，０８７，７４８件である。
メーター取付数は、全体で対前月１１４個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月７６８件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１７，５５７，９３０㎥で、そのうち家庭用は、１６，３６８，８５２㎥（構成比９３．２％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年1月	2022年1月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000101	202201	北海道局	98.27	97.34	15.35	15.13	98.57
2022000101	202201	東北局	95.75	96.51	15.59	15.25	97.82
2022000101	202201	関東局	97.02	97.38	18.33	18.07	98.59
2022000101	202201	中部局	97.27	97.56	19.62	19.18	97.74
2022000101	202201	北陸支局	97.42	97.45	13.07	12.87	98.43
2022000101	202201	近畿局	96.3	96.44	16.08	15.71	97.72
2022000101	202201	中国局	94.1	94.02	16.9	16.13	95.47
2022000101	202201	四国局	94.3	94.47	13.89	13.26	95.42
2022000101	202201	九州局	93.08	93.09	14.83	13.92	93.83
2022000101	202201	沖縄局	94.55	94.48	8.96	8.37	93.46
2022000101	202201	全　国	95.97	96.17	16.48	16.01	97.16

ガス事業生産動態統計集計表(令和4年1月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	598	2,053	649	277	997	600	350	1,179	200			7,244
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,034	153,888	520,589	174,232	58,840	215,097	138,646	71,560	303,381	34,044			1,811,311
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,324,986	7,500	6,332,486
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	2,614,959	2,977,165	11,893,242	4,212,085	784,866	3,815,779	2,465,260	1,184,377	5,726,589	491,288	36,118,192	47,418	36,165,610
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	77,392	0	0	0	0	0	0	0			77,392
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	14,886,191	46,506	14,932,697
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	−91,377	−111	−91,488
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,313,530	5,500	6,319,030
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,724	112,185	374,353	126,782	38,091	153,158	93,876	56,736	228,041	33,374			1,313,320
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,458	0	0	0	0	0	0	0			3,458
		調定数	個	81,027	91,947	319,999	107,142	28,420	119,788	75,613	42,905	191,252	29,655			1,087,748
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,998	0	0	0	0	0	0	0			2,998
	商業用	取付数	個	1,570	1,375	3,453	582	291	703	281	138	670	14			9,077
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	955	1,021	2,727	477	177	585	231	77	598	12			6,860
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	499	330	407	173	90	269	266	23	549	15			2,621
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	402	281	359	138	71	199	223	19	457	9			2,158
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,793	113,890	378,213	127,537	38,472	154,130	94,423	56,897	229,260	33,403			1,325,018
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,475	0	0	0	0	0	0	0			3,475
		調定数	個	82,384	93,249	323,085	107,757	28,668	120,572	76,067	43,001	192,307	29,676			1,096,766
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,015	0	0	0	0	0	0	0			3,015
生産量 (販売量)	家庭用		m^3	1,025,308	1,205,480	5,430,232	1,980,885	336,584	1,822,958	1,177,496	562,160	2,581,613	246,136			16,368,852
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	87,274	0	0	0	0	0	0	0			87,274
	商業用		m^3	88,741	144,250	329,923	69,814	14,968	40,276	18,497	3,233	39,943	2,365			752,010
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	2,561	0	0	0	0	0	0	0			2,561
	その他		m^3	132,777	72,108	77,314	16,005	17,347	30,889	31,303	4,672	54,640	13			437,068
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	1,246,826	1,421,838	5,837,469	2,066,704	368,899	1,894,123	1,227,296	570,065	2,676,196	248,514			17,557,930
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	89,835	0	0	0	0	0	0	0			89,835

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年２月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年２月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１７，６４４，７５５㎥となり、対前年同月比１００．２％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比１０１．１％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２４４（対前月より地点群増減なし、対前年同月比９９．７％）、１，８１１，２６０（対前月より５１地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２４，５５３個（対前年同月比９９．５％）、調定数は、１，０９５，８００件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３１２，８６６個、調定数は、１，０８６，７８６件である。
メーター取付数は、全体で対前月４６５個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月９６６件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１７，６４４，７５５㎥で、そのうち家庭用は、１６，４５５，２１５㎥（構成比９３．３％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年2月	2022年2月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000202	202202	北海道局	98.1	97.36	14.72	14.52	98.61
2022000202	202202	東北局	96.55	97.92	15.45	15.36	99.42
2022000202	202202	関東局	99.45	100.45	18.17	18.44	101.44
2022000202	202202	中部局	101.81	102.4	17.89	18.36	102.6
2022000202	202202	北陸支局	94.41	94.69	14.27	13.67	95.78
2022000202	202202	近畿局	100.05	100.39	15.66	15.91	101.59
2022000202	202202	中国局	99.67	99.72	15.8	16	101.23
2022000202	202202	四国局	100.15	100.29	13.34	13.51	101.28
2022000202	202202	九州局	101.52	101.6	13.86	14.19	102.43
2022000202	202202	沖縄局	96.82	96.77	9.13	8.74	95.7
2022000202	202202	全　国	99.69	100.16	15.92	16.1	101.12

ガス事業生産動態統計集計表(令和4年1月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	598	2,054	649	275	997	600	350	1,180	200			7,244
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,026	153,727	520,683	174,218	58,702	214,963	138,645	71,692	303,559	34,045			1,811,260
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,069,457	5,500	6,074,957
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	2,504,448	2,865,854	11,746,230	3,990,226	772,420	3,716,820	2,372,955	1,181,813	5,493,196	485,331	35,071,631	57,662	35,129,293
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	70,988	0	0	0	0	0	0	0			70,988
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	14,796,086	54,418	14,850,504
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	67,979	2,889	70,868
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,170,928	8,512	6,179,440
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,731	112,194	374,418	126,772	38,006	152,679	93,836	56,727	228,128	33,375			1,312,866
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,458	0	0	0	0	0	0	0			3,458
		調定数	個	80,937	91,798	319,923	107,094	28,369	119,626	75,529	42,858	191,051	29,601			1,086,786
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,991	0	0	0	0	0	0	0			2,991
	商業用	取付数	個	1,570	1,373	3,445	581	291	700	281	138	671	14			9,064
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	955	1,016	2,727	476	176	585	231	78	599	12			6,855
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	499	330	409	172	90	269	266	23	550	15			2,623
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	399	283	360	139	71	199	223	19	456	10			2,159
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,800	113,897	378,272	127,525	38,387	153,648	94,383	56,888	229,349	33,404			1,324,553
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,475	0	0	0	0	0	0	0			3,475
		調定数	個	82,291	93,097	323,010	107,709	28,616	120,410	75,983	42,955	192,106	29,623			1,095,800
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,008	0	0	0	0	0	0	0			3,008
生産量	家庭用		m^3	975,403	1,218,822	5,554,585	1,890,362	355,598	1,840,645	1,164,630	572,526	2,626,329	256,315			16,455,215
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	80,346	0	0	0	0	0	0	0			80,346
	商業用		m^3	82,108	137,231	310,223	65,000	13,921	37,743	17,586	3,411	38,592	2,562			708,377
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	2,351	0	0	0	0	0	0	0			2,351
	その他		m^3	137,366	73,713	90,218	21,707	21,523	36,976	33,250	4,404	61,993	13			481,163
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	1,194,877	1,429,766	5,955,026	1,977,069	391,042	1,915,364	1,215,466	580,341	2,726,914	258,890			17,644,755
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	82,697	0	0	0	0	0	0	0			82,697